

北海道開発局

土木工事監督実務要覧

北海道開発局事業振興部工事管理課

[改訂版]

2024

目 次

第1編 工事（業務）の監督（調査）・検査

第1	北海道開発局請負工事監督規程	1-2
第2	北海道開発局請負工事監督技術基準	1-5
第3	北海道開発局営繕工事監督技術基準	1-33
第4	北海道開発局請負工事検査規程	1-40
第5	北海道開発局工事検査技術基準	1-42
第6	北海道開発局営繕工事検査技術基準	1-57
第7	北海道開発局工事技術検査実施要領	1-59
第8	北海道開発局工事技術検査基準	1-61
第9	北海道開発局工事技術検査基準の運用について	1-63
第10	北海道開発局営繕工事技術検査基準	1-69
第11	中間技術検査の取扱いについて	1-70
第12	北海道開発局出来高部分払方式既済部分検査技術基準	1-71
第13	書類限定検査の実施の標準化について	1-82
第14	工事完成検査等による修補の取扱いについて	1-85
第15	北海道開発局土木設計業務等調査規程	1-87
第16	北海道開発局土木設計業務等調査技術基準（案）	1-90
第17	北海道開発局土木設計業務等検査規程	1-94
第18	北海道開発局土木設計業務等検査技術基準（案）	1-96
第19	建設コンサルタント業務等の修補における事務手続きについて	1-97
第20	工事の監督の実施に当たっての留意事項について	1-100
第21	公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について	1-102
第22	「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」における監督・検査の強化について	1-104
第23	施工者と契約した第三者による品質証明の試行について	1-107

第2編 施工体制

第1	施工体制台帳の作成等について	2-2
第2	施工体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底等について	2-12
第3	施工体制台帳に係る書類の提出について	2-22
第4	工事現場における適正な施工体制の確保等について	2-35
第5	工事現場等における施工体制の点検要領の運用について	2-39
第6	監理技術者制度運用マニュアルについて	2-60
第7	監理技術者制度の運用等について	2-79
第8	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	2-88
第9	電子媒体に記録された工事写真について	2-99
第10	「電子媒体に記録された工事写真について」の運用について	2-101
第11	建設現場の遠隔臨場の実施について	2-103
第12	施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージの活用について	2-104
第13	電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて	2-115

第3編 請負工事の着工から完成まで

第1	「工事費構成書の提示の実施について」の一部改正について	3-2
第2	請負工事着工から完成までのフロー	3-4
第3	請負工事着工から完成までのフローに関する様式	3-19

第4編 工事（業務）成績

第1	北海道開発局請負工事成績評定要領	4-2
第2	北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領	4-13
第3	北海道開発局請負工事成績評定要領の運用について	4-30
第4	工事における創意工夫等実施状況の受注者の提出について	4-160
第5	北海道開発局委託業務成績評定要領	4-163
第6	北海道開発局委託業務成績評定要領の運用について	4-181
第7	工事成績確認書の交付について	4-396
第8	業務成績確認書の交付について	4-400

目 次

第9	請負工事成績評定結果の取扱いについて	4-404
第5編	その他	
第1	建設工事の安全対策	5-2
第2	北海道開発局事故調査委員会設置要領	5-5
第3	当局発注工事に係る工事等事故の情報処理について	5-8
第4	海外建設資材の取扱いについて	5-18
第5	事業損失の処理について	5-31
第6	建設工事公衆災害防止対策要綱について	5-36
第7	ライフライン事故防止の手引き(案)について	5-64

第 1 編

工事（業務）の監督（調査）・検査

第1 北海道開発局請負工事監督規程

平成元年6月7日 北開局工第17号
最終改正 平成31年3月25日 北開局工管第276号

(総則)

第1条 北海道開発局の所掌する請負工事の履行の監督の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、北海道開発局会計事務取扱細則（昭和50年北開局会第1号）その他法令、通達に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(監督職員の任命)

第2条 契約担当官（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、工事の請負契約ごとに監督職員任命書（様式第1号）により監督職員の任命を行うものとする。

2 契約担当官等は、監督職員（規則第18条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）を任命したときは、監督職員任命通知書（様式第2号）により受注者に対し通知するものとする。

(監督業務)

第3条 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行うものとする。

2 総括監督員とは、監督業務を総括し、次に掲げる監督業務を行う者をいう。

(1) 北海道開発局工事請負契約書案について（平成9年1月16日北開局工第187号）。以下「工事請負契約書」という。）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理

(2) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で重要なもの

(3) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの

(4) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項に係る契約担当官等に対する報告

(5) 監督員の指揮及び指導並びに監督業務の掌理

3 主任監督員とは、次に掲げる現場監督総括業務を行う者をいう。

(1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で重要なもの及び軽易なものを除くもの

(2) 工事施工のための詳細図等の交付又は受注者が作成した図面の承諾で重要なもの

(3) 工事請負契約書、公示用設計書、図面、仕様書（特記仕様書を含む。）、現場説明書又は机上説明書及び現場説明又は机上説明に対する質問回答書（以下これらを「契約図書」という。）に基づく工程の管理又は段階確認で重要なもの

(4) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの及び軽易なものを除くもの

(5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告

(6) 監督員の指揮及び指導並びに監督業務の掌理

4 監督員とは、次に掲げる監督業務を行う者をいう。

- (1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で軽易なもの
- (2) 工事施工のための詳細図等の作成又は受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く。）
- (3) 契約図書に基づく工程の管理（重要なものを除く。）、立会、段階確認（重要なものを除く。）及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）
- (4) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で軽易なもの
- (5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告

(監督職員の任命基準等)

第4条 契約担当官等の総括監督員は、営繕部にあつては保全指導・監督室長、各開発建設部の本部担当課が監督する工事にあつては、当該工事を所掌する課の者のうち監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者とし、各開発建設部の当該工事を所掌する事務所（北海道開発局組織規則（平成13年国土交通省令第22号）第99条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）にあつては事務所の長、事業所等（北海道開発局開発建設部組織規則（平成13年1月6日北開局総第2号）第39条に規定する事業所、ダム管理所及び農業施設管理所をいう。以下同じ。）にあつては事業所等の長とする。

2 分任契約担当官等の総括監督員は、事務所にあつては当該工事を所掌する副所長又は課長、事業所等にあつては当該工事を所掌する事業所等の長又は副長とする。

3 契約担当官等の主任監督員は、営繕部にあつては工事を担当する保全指導・監督室長補佐、営繕監督官及び係長、各開発建設部の本部担当課が監督する工事にあつては当該工事を所掌する課の者のうち監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者とし、各開発建設部の当該工事を所掌する事務所にあつては工事を担当する課長、事業所等にあつては事業所等の長、副長、班長その他監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者とする。

なお、事務所又は事業所等の所掌する工事にあつては、本部の者のうち監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を任命することができるものとする。

4 分任契約担当官等の主任監督員は、事務所及び事業所等にあつては当該工事を所掌する係長とする。

5 監督職員は、契約担当官等及び分任契約担当官等の補助者のうち、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者とする。

6 技術的条件を勘案する必要がないと認めるときは、総括監督員を置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は、総括監督員の監督業務を併せて担当するものとする。

(監督の技術的基準)

第5条 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

(総括監督員及び主任監督員の交替)

第6条 総括監督員及び主任監督員が交替するときは、前任者は、総括及び主任監督員交替引継書（様式第3号）を作成して、後任者との連署をもって契約担当官等に提出するものとする。

(工事完了報告)

第7条 監督職員は、工事が完成検査（北海道開発局請負工事検査規程第2条第1号の完成検査をいう。）に合格し、当該工事の監督が完了したときは、工事完了報告書（様式第4号）を作成して、契約担当官等に提出するものとする。

(監督職員の解任)

第8条 監督職員は、前条に規定する工事完了報告書の提出をもって解任されたものとする。

附 則〔平成20年3月31日北開局工管第276-1号〕

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月25日北開局工管第276号〕

この通達は、平成31年3月25日から施行する。

第2 北海道開発局請負工事監督技術基準

平成元年6月7日 北開局工第18号
最終改正 令和6年4月1日 北開局工管第6号

(総則)

第1条 この通達は、北海道開発局請負工事監督規程（平成元年6月7日北開局工第17号）第5条の規定に基づき、業務の適切な実施を図ることを目的として、北海道開発局の所掌する工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めるものである。ただし、営繕工事については別に定める。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「契約書」とは、北海道開発局工事請負契約書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、公示用設計書、図面、仕様書（特記仕様書を含む。）、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 監督職員とは、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員（現場技術員を含む。）を総称していう。
- (5) 「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保するための以下に掲げる行為をいう。
 - ア 指示……監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
 - イ 承諾……契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面により申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意すること。
 - ウ 協議……書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ること。
 - エ 通知……監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせること。
 - オ 受理……契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握すること。
 - カ 立会……設計図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確認すること。
 - キ 確認……契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場（遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラによって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して段階確認及び材料確認並びに立会を行うことをいう。）又は受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めること。
 - ク 把握……監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めることではない。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、契約書及び設計図書に基づき、別表に定めるところに従い、技術的に十分検討の上、監督を実施するものとする。

別表

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理事等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書、設計図書その他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年4月1日北開局工管第12号）及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年4月1日北開局工管第22号）並びにこれらの通達を円滑に運用することを目的として定められた規程の定めるところにより現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理事等について（様式第9号）、必要により現場状況等を把握し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第18条第1項第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。ただし、工事内容の変更が伴う場合は、あらかじめ設計変更上申書（様式第3号）により、契約担当官等の承認を受けた上で、工事内容の変更指示書（様式第10号）により受注者に通知し、その回答（様式第10号の2）を求める。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量等について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>契第1条 仕第1編1-1-6</p> <p>仕第1編1-1-4</p> <p>適正化法第16条 適正化指針5.(5)</p> <p>契第9条 仕第1編1-1-6</p> <p>契第18条</p> <p>契第18条</p> <p>契第18条 仕第1編1-1-15</p> <p>契第2条</p> <p>契第11条 仕第1編1-1-25</p> <p>仕第1編1-1-16</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>2 契約担当官等への報告</p> <p>(1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>(2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>(3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>(5) 部分使用の確認及び報告</p> <p>(6) 中間前払金請求時の出来高確認及び報告</p> <p>(7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p> <p>(8) 設計変更による工期の算定及び報告</p> <p>(9) 設計図書の変更</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、工事中止上申書（様式第4号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申出があった場合は、その理由を検討し、工期延長申請副申書（様式第5号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、請負工事損害発生報告書（様式第6号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を請負工事損害発生報告書（様式第6号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、請負工事損害発生報告書（様式第6号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、部分使用報告書（様式第15号）により契約担当官等へ報告する。</p> <p>中間前払金の請求があった場合は、工事進捗報告書（様式第13号）に基づき出来高を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>部分払の請求があった場合は、出来高内訳書（様式第28号の2）の審査を行い契約担当官等に報告する。</p> <p>設計変更による工期の算定に当たっては、設計変更に伴う工期の算定書（様式第12号）により算定を行い契約担当官等に報告する。</p> <p>設計図書を変更する必要があると認めるときは、設計変更上申書（様式第3号）を契約担当官等に提出し、その指示を受けるものとする。</p>	<p>契第20条 仕第1編1-1-14</p> <p>契第17から22条 契第44条</p> <p>契第28条</p> <p>契第30条 仕第1編1-1-39</p> <p>契第30条</p> <p>契第29条</p> <p>契第34条 仕第1編1-1-23</p> <p>契第35条</p> <p>契第38条</p> <p>契第19条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
10) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契第12条
(11) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第46条第1項及び第47条又は第48条の規定に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が工事の完成前に解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	契第46条 契第47条 契第48条 契第50条 契第51条 契第53条
3 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	<p>次の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	仕第1編1-1-37 仕第1編1-1-17 仕第1編1-1-36 契第16条仕第1編1-1-2
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契第13条から14条まで 仕第3編1-1-6
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会願（様式第14号）により立会いを行う。	契第14条 仕第3編1-1-6
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、出来形、品質、規格、数量等の施工状況を段階確認願（様式第11号）に基づき、臨場等により確認を行う。	仕第3編1-1-6
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表2に基づき適宜臨場等により施工状況の把握を行う。	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	仕第1編1-1-19

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が、契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契第9条</p> <p>契第17条</p>
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 支給材料及び貸与品についてはあらかじめ設計図書に明示するものとし、支給材料及び貸与品が必要になった場合、又は、概数が確定した場合は、受注者と協議した様式9号の写しを物品管理官等に提出し、引渡しの措置(②及び③)を行う。</p> <p>② 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、物品管理官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行い、支給材料受領書(様式第1号の1)又は設備借用書(様式第1号の2)を徴し、物品管理官等に提出する。</p> <p>③ 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を物品管理官等と打合せの上引渡し等の措置を行う。</p> <p>④ 工事の完成、変更又は解除によって返還を受けるべきものがあるときは、設計図書に示す場所において、これを受領して、受注者と協議し様式9号に記録し、その写しを物品管理官等へ提出する。</p> <p>⑤ 工事の完成後(完成前にあつては支給材料の精算が行える時点)、受注者から支給材料精算書(様式第1号の4)及び設備(施設)・貸与品返納書(様式第1号の2の2)の提出があつたときは、その内容が事実と相違ないことを確認の上、物品管理官等に提出する。</p>	<p>契第15条</p> <p>契第15条</p> <p>契第15条</p> <p>仕第1編1-1-17</p>
4 円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
5 その他 (1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、受注者から現場発生品調査(様式第7号の2)の提出があつたときは、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示を行い、速やかに生産物品等報告書(様式第7号)により物品管理官(分任物品管理官を含む。)へ報告する。</p>	<p>仕第1編1-1-18</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第27条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、契約担当課及び事業担当課に報告する。	仕第1編1-1-30
(4) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	仕第1編1-1-21から22まで 仕第3編1-1-10
(5) 工事完成検査等の立会	原則として監督職員は、工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	仕第1編1-1-21から22まで 仕第3編1-1-10
(6) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事が完成したときは、北海道開発局請負工事成績評定要領（平成4年4月1日付け北開局工第2号）に基づき、当該工事の成績について評定を行う。	
(7) 通知等の形式	監督職員と現場代理人との間における通知、請求、承諾、協議等について様式の定めのない場合は、共通の様式（様式第8号）による。	

(注) 関連図書及び条項の欄における略語については次のとおりである。

- (1) 「契」は、工事請負契約書をいう。
- (2) 「仕」は、工事仕様書をいう。
- (3) 「適正化法」は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年1月27日法律第127号）をいう。
- (4) 「適正化指針」は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月29日総務省、財務省、国土交通省告示第1号）をいう。

段階確認一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督

重点：重点監督

1 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーローリング*実施時	ブルーローリング*実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーカドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン ペーパードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本

段階確認一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督
重点：重点監督
2 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバス杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄杵据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

段階確認一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督

重点：重点監督

3 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	一般：——— 重点：1回／1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
ポステンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PCホースラップ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ケーブル数 重点：10％程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ケーブル数 重点：20％程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外

段階確認一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督

重点：重点監督

4/4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

段階確認一覧表（港湾・漁港部門）

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度		
浚渫及び床掘地盤改良	材料	鉄筋及び形鋼 P C 鋼材 (主要資材)	現場搬入時	・試験成績表との照合	全体の30%程度		
	床掘 置換え	床掘 置換工	掘削完了時	・幅 ・長さ ・深さ	1回/20m		
			施工完了時	・施工範囲(幅,長さ,深さ) ・使用材料	1回/1,000㎡		
			施工完了時	・施工範囲(幅,長さ,深さ) ・使用材料	1回/1,000㎡		
			着工前	・機械のキャリブレーション	1回/1工事		
				施工時	・地盤処理の長さ ・径	1回/200本	
			施工時	・地盤処理の長さ ・径	1回/200本		
				—	—	—	
			着工前	・機械のキャリブレーション	1回/1工事		
				施工時	・地盤処理の長さ ・径	1回/200本	
着工前	・機械のキャリブレーション	1回/1工事					
	施工時	・地盤処理の長さ ・貫入長及び引抜長	1回/200本				
着工前	・機械のキャリブレーション	1回/1工事					
	施工時	・地盤処理の長さ ・径	1回/200本				
マット	洗掘防止、吸出防止、 法面保護用マット	アスファルトマット、 繊維系マット、 合成樹脂系マット、 ゴムマット	現場搬入時	・使用材料(品質、寸法)	全体の30%程度		
			施工時	・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/50m		
	摩擦増大用マット	アスファルトマット、 ゴムマット	現場搬入時	・使用材料(品質、寸法)	全体の30%程度		
			施工時	・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/20m		
	石かご		現場搬入時	・使用材料(品質、寸法)	1回/50個		
			施工時	・重量の確認 ・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/50個 1回/20m		
	捨石及び均し	基礎	捨石	均し完了時	・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/20m	
		被覆及び根固め	被覆石	均し完了時	・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/20m	
		裏込め	防砂目地板、防砂シート 裏込め石	施工前	・使用材料(品質、寸法)	1回/10枚	
	均し完了時			・施工状況の適否(設計図書との対比)	1回/20m		
杭及び矢板	鋼杭	鋼管杭及びH形鋼杭	現場搬入時	・形状寸法 ・品質	1回/10本		
			打込み時(打込み杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力の確認 ・基準高さ ・偏心量	1回/10本		
			掘削完了時(中掘杭)	・杭先端の土質	1回/10本		
			杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本		
			現場搬入時	・形状寸法 ・品質	1回/10本		
	コンクリート杭	既製コンクリート杭	打込み時(打込み杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力の確認 ・基準高さ ・偏心量	1回/10本		
			掘削完了時(中掘杭)	・杭先端の土質	1回/10本		
			杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本		
			鋼矢板及び鋼管矢板	鋼矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	1回/40m
					鋼管矢板	打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否
コンクリート矢板		打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	1回/40m			

段階確認一覧表（港湾・漁港部門）

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
控工	腹起し		現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	1回/20m
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	1回/20m
	タイロット		現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	1回/20m
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	1回/20m
	タイワイヤー		現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	1回/20m
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	1回/20m
	コンクリート控壁	鉄筋	鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比、継手構造等）	全体の30%程度
			製作完了時	・出来形寸法	全数
無筋、鉄筋コンクリート	鉄筋	鉄筋の組立	鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比、継手構造等）	全体の30%程度
	特殊コンクリート	水中コンクリート プレパックドコンクリート	施工完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
ケーソン	ケーソン製作		鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の50%以上
			製作完了時	・出来形寸法	全数
	ケーソン据付		据付完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の50%以上
コンクリートブロック	ブロック	L型製作 セルラー製作	鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
			製作完了時	・出来形寸法	全数
		方塊（直積消波、蓋を含む）製作	製作完了時	・出来形寸法	全体の30%程度
			据付	据付完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）
	異形ブロック	製作	鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
			据付	据付完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）
中詰	中詰	中詰材	現場搬入時	・試験成績表との照合	全体の30%程度
			施工完了後	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
	蓋ブロック	製作 据付	製作完了時	・出来形寸法	全体の30%程度
			施工完了後	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
上部コンクリート	上部コンクリート		鉄筋組立完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図との対比）	1回/20m
舗装工	路床工	路床	仕上完了時	・高さ ・幅	全体の30%程度
		凍上抑制層	仕上完了時	・高さ ・幅 ・厚さ	全体の30%程度
	路盤工	路盤工	仕上完了時	・高さ ・幅 ・厚さ	全体の30%程度
	舗装工	アスファルト	各層完了時	・幅 ・厚さ	全体の30%程度
		コンクリート	仕上完了時	・幅 ・厚さ	全体の30%程度
		目地	施工中	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
付属工	係船柱	アンカーボルト	施工中	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
	防舷材	アンカーボルト	施工中	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
	車止め	アンカーボルト	施工中	・施工状況の適否（設計図との対比）	全体の30%程度
	防食	電気防食	現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	全体の30%程度
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
		防食塗装	施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度

段階確認一覧表（港湾・漁港部門）

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
		被覆防食	現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	全体の30%程度
			施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
溶接及び切断	溶接	水中溶接	施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
	切断	水中切断	施工完了時	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
土工		排水処理	施工中	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
		抜開	施工完了後	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所
	掘削	床掘	床掘完了時	・土（岩）質 ・基準高さ	1回/1構造物
埋立及び裏埋	裏埋工	裏埋材	施工前	・使用材料（品質、寸法）	全体の30%程度
		裏埋	施工完了後	・施工状況の適否（設計図書との対比）	全体の30%程度
	埋立工	埋立材	現場搬入時	・使用材料（品質、寸法）	全体の30%程度
植生工	植栽工	樹木類	搬入前	・栽培地及び材料の確認	1回/1工事

注) ・表中の「確認程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

- ・表中の「確認程度」は、一般監督の段階確認である
- ・重点監督の「確認程度」は、一般監督の概ね倍とする
- ・重点監督とは下記の工事をいう
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他
- ・IS09001活用工事は、一般監督の概ね1/2とする。

区分	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
共通工事	掘削	掘削状況等	初期完了時	床仕上状況、基準高、土質	1回/土(岩)質の変化時
		地盤支持力	地耐力を指定した場合	地盤支持力	1回/指定箇所
	コンクリートブロック等	石積み工 コンクリートブロック積工 石張工 コンクリートブロック張工等	施工完了時	厚さ、基準高、法長	一般：1回/構造物（初期施工段階） 重点：1回以上/100m （構造物毎、1回目は初期施工段階） 但し、100m未満は2回
	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量、支持力	試験杭+（プラス） 一般：1回/10本 重点：1回/5本 但し、支持力は全数
			掘削完了時（中堀杭）	掘削の長さ、杭の先端土質	
			施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
			杭等処理完了時	杭頭処理状況	
	鋼矢板		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+（プラス） 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
			打込完了時	基準高、変位	
	基礎工	基礎砂利（栗・採石・砂） 均しコンクリート等	施工完了時	幅、厚さ、高さ	一般：1回/構造物（初期施工段階） 重点：1回以上/200m （構造物毎、1回目は初期施工段階） 但し、200m未満は2回
コンクリート附帯構造物	コンクリート基礎 コンクリート製側溝・管渠 横断構造物 コンクリート擁壁等				
鉄筋組立		組立完了時	設計図書との対比（かぶり、中心間隔、継手間隔等）	一般：全体の30% 重点：全体の60%	
地盤改良		施工完了時	改良深、改良幅	一般：1回/工事（初期施工段階）以降、地盤の土質変更毎に1回 重点：2回以上/工事（1回目は初期施工段階）	
指定仮設工		設置完了時	設計図書との対比（高さ、幅、長さ、深さ等）	1回/施設	

区分	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
農地造成・圃場整備・暗渠排水工事	表土扱い		施工実施中	厚さ	一般：1回／圃場 重点：2回／圃場
	基盤造成		又は 施工完了時	基準高	40m方格で測定 一般：全体の20％ 重点：全体の40％
	耕起		施工完了時	深さ	一般：施工初期段階で1箇所 重点：1回／ha 1haあたりおおむね3箇所
	土壌改良			p h測定	一般：施工初期段階で1箇所 重点：10haあたりおおむね1箇所
	吸水渠		初期施工段階	延長、渠間、掘削深、疎水材高さ	一般：1回／5圃場 重点：1回／1圃場
	集水渠			延長、掘削深、疎水材高さ	一般：施工初期段階の集水渠1条で実施 重点：500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
道路改良工事・舗装工事	路盤工 舗装工		施工完了時	基準高、厚さ (舗装工は厚さのみ)	一般：1回／工事 (初期施工段階) 以降、規格変更毎に1回 重点：1回以上／200m (規格毎、1回目は初期施工段階) 但し、200m未満は2回
	道路トンネル	支保工	支保工完了時	間隔、幅	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：2回以上／タイプ (1回目は初期施工段階)
		コンクリート覆工 (インバート含む)	施工完了時	巻厚	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上／100m (1回目は初期施工段階) 但し、100m未満は2回
	道路トンネル (NATM)	支保工	支保工完了時	間隔、幅	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：2回以上／タイプ (1回目は初期施工段階)
		吹付コンクリート		厚さ	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上／100m (1回目は初期施工段階) 但し、100m未満は2回
		ロックボルト	施工完了時	本数・径・長さ	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上／100m (1回目は初期施工段階) 但し、100m未満は2回
		コンクリート覆工 (インバート含む)		巻厚	一般：1回／タイプ (初期施工段階) 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上／100m (1回目は初期施工段階) 但し、100m未満は2回

区分	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
水路トンネル工事	水路トンネル	支保工	支保工完了時	間隔、幅	一般：1回/タイプ（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：2回以上/タイプ （1回目は初期施工段階）
		コンクリート覆工 （インパート含む）	施工完了時	巻厚	一般：1回/タイプ（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上/100m （タイプ毎、1回目は初期施工段階） 但し、100m未満は2回
水路工事	現場打開水路		施工完了時	厚さ、高さ、幅、 基準高	一般：1回/タイプ（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上/10スパン （タイプ毎、1回目は初期施工段階） 但し、10スパン未満は2回
	現場打サイホン				
	現場打暗渠 （ボックスカルバート）				
河川工事・排水路工事	法覆工	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	施工完了時	厚さ、基準高、法長	一般：1回/構造物（初期施工段階） 以降、構造物変更毎に1回 重点：1回以上/200m （構造物毎、1回目は初期施工段階） 但し、200m未満は2回
	ブロック製等水路	コンクリートブロック積水路 コンクリート柵渠 ライニング水路 コンクリートマット			一般：1回/構造物（初期施工段階） 以降、構造物変更毎に1回 重点：1回以上/100m （構造物毎、1回目は初期施工段階） 但し、100m未満は2回
管水路工事	管水路基礎		施工完了時	厚さ、幅、基準高	一般：1回/工事（初期施工段階） 以降、口径・管種変更毎に1回 重点：1回以上/200m （口径・管種毎、1回目は初期施工段階） 但し、200m未満は2回
	管水路（管体工）	コンクリート製管体 ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管	布設完了時	ジョイント間隔、 基準高	
		硬質塩化ビニール管 ポリエチレン管		基準高	
		鋼管		主たる直管長6.0m/本 一般：1回/工事（初期施工段階） 重点：1回以上/40箇所 （1回目は初期施工段階） 但し、40箇所未満は2箇所 主たる直管長12.0m/本 一般：1回/工事（初期施工段階） 重点：1回以上/20箇所 （1回目は初期施工段階） 但し、20箇所未満は2箇所	
シールド工事 推進工事		施工完了時	たわみ率	1回/工事（初期施工段階） 以降、セグメントタイプ変更毎に1回	
畑かん 施設工事	かんがい施設	散水施設等	施工完了時	設計図書との対比 （高さ、幅、長さ、深さ等）	一般：1基/工事（1基目設置段階） 重点：2基以上/工事 （1回目は1基目設置段階）

区分	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
橋梁下部工事	橋台工		施工完了時	設計図書との対比 (厚さ、橋壁間距離、脊部、基準高、幅等)	全橋台
	橋脚工	張出式 重力式 半重力式 ラーメン式		設計図書との対比 (厚さ、橋脚中心間距離、基準高、幅等)	全橋脚
法面保護工事	法面工	ラス張 植生マット 繊維ネット	施工完了時	アンカーピン数	5m×5mの抽出区画で実施 一般：1回/工事 重点：1回以上/1,000m ² 但し、1,000m ² 未満は2回
		客土吹付		厚さ	一般：1回/工事（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上/2,000m ² 但し、2,000m ² 未満は2回
		植生基材吹付		厚さ	一般：1回/工事（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上/1,000m ² 但し、1,000m ² 未満は2回
		コンクリート吹付 モルタル吹付		厚さ	一般：1回/工事（初期施工段階） 以降、タイプ変更毎に1回 重点：1回以上/3,000m ² 但し、3,000m ² 未満は2回
フィルダム工事	監査廊		施工完了時	幅、厚さ、高さ	一般：1回/工事（初期施工段階） 以降、構造物変更毎に1回 重点：1回以上/100m （1回目は初期施工段階） 但し、100m未満は2回
	堤体盛土		盛立の初期・中期・施工完了時	ゾーン幅 遮水ゾーン フィルターゾーン トランジションゾーン ロックゾーン	一般：1回/各段階 重点：1回以上/100m（各段階毎） 但し、100m未満は2回
	洪水吐		施工完了時	幅、厚さ、高さ	一般：1回/工事（初期施工段階） 重点：1回以上/100m （1回目は初期施工段階） 但し、100m未満は2回
頭首工事	本体		施工完了時	設計図書との対比 (不可視となる構造物の出来形)	1回/構造物
	護床ブロック			基準高	一般：1回/工事 重点：1回以上/500m ² 但し、500m ² 未満は2回
海岸工事	捨石工 消波ブロック工		施工完了時	基準高、幅	一般：1回/工事（初期施工段階） 重点：1回以上/500m （1回目は初期施工段階） 但し、500m未満は2回

区分	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
ため池改修工事	堤体工		施工完了時	基準高、鋼土の幅	一般：1回／工事（1／2盛立時点） 重点：1回以上／20m（1／2盛立時点） 但し、20m未満は2回
	洪水吐工			幅、厚さ、高さ	一般：1回／工事（初期施工段階） 重点：1回以上／スパン
	樋管工			幅、厚さ、施工延長	一般：1回／工事 重点：1回以上／10m 但し、10m未満は2回

注) 表中の「確認定度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

- ・ 一般監督：重点監督以外の工事
- ・ 重点監督：下記の工事
 - イ 低入札価格調査制度における調査対象工事
 - ロ 監督職員が必要とした工事

段階確認一覧（機械部門）

別表 1

一般：一般監督
重点：重点監督

(1/2)

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	
指定仮設工		設置完了時	使用材料 幅、長さ、高さ、深さ等	1回/1工事	
水門設備	扉体 ボンネット ケーシング 戸当り金物	仮組立完了時	※1 使用材料、溶接、寸法等	一般：－ 重点：1回/1工事	
		コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1門	
		据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1門	
		開閉装置	仮組立完了時	使用材料、溶接、機能	一般：－ 重点：1回/1工事
			コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1門
			据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1門
	操作制御設備電源設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事	
	揚排水ポンプ設備	主ポンプ設備	仮組立完了時	使用材料、寸法、耐圧、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
			据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
			主ポンプ駆動設備	工場製作完了時	寸法、性能
コンクリート打設前				据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
据付完了時				据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
系統機器設備		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事	
操作制御設備電源設備		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事	
除塵設備 天井クレーン設備		仮組立完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能（天井クレーンは、加重試験を含む）	1回/1工事	
		燃料貯油槽 配管	工場製作完了時	使用材料、寸法、漏洩、耐圧	1回/1工事
埋設前 または、据付完了時			据付寸法	1回/1工事	
トンネル換気設備・非常用施設		送・排風設備 ジェットファン設備	工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台※2
			据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/2台
		天井クレーン設備	仮組立完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			据付完了時	据付寸法、機能（天井クレーンは、加重試験を含む）	1回/1工事
		非常用施設	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
		計測設備	工場製作完了時	性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事

段階確認一覧（機械部門）

別表 1

一般：一般監督
重点：重点監督

(2/2)

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
トンネル換気設備・非常用施設	操作制御設備電源設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
	送水配管	埋設前 または、据付完了時	据付寸法、耐圧	1回/1工事
消融雪設備	ポンプ設備	工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
	送水、散水配管設備	埋設前 または、据付完了時	据付寸法、漏水	1回/1工事
	操作制御設備電源設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
さく井	施工完了後	曲がり、深さ	一般：1回/1工事 重点：1回/1本	
道路排水設備	主ポンプ設備	工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
	配管設備	埋設前 または、据付完了時	据付寸法、漏水	1回/1工事
	操作制御設備電源設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
据付完了時		据付寸法、機能	1回/1工事	
遠方監視操作制御設備	操作制御設備 監視設備 情報管理設備 電送設備 計測設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
塗装		工場塗装完了時又は 現場塗装完了時	外観、膜厚	1回/1工事

※1 バルブについては、耐圧、漏水試験を行う。

※2 ジェットファンについては、1回/5台以上とする。

注) ・表中の「確認時期」、「確認項目」および「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施に当たっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ設定することとする。
 (製造業者の規格証明書又は試験成績表から性能・機能が確認できる汎用的な機器の場合は、施工状況を勘案して工場製作完了時の確認を削減できるものとする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ロ 第三者に対する影響のある工事
 - ハ その他

別表 1

段階確認一覧（電気通信部門）

一般：一般監督
(1/5) 重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
各設備共通事項	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	外観、数量及び耐震性能、品質等	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	1回/1工事
		工場内での機器製作		機器製作後の工場内試験成績書提出時	1回/1工事
	耐震施工	機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	強度検討資料の照査結果	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	1回/1工事
		あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工作業手順書	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時	1回/1工事
		耐震施工状況	引張試験成績書、外観、数量及び品質等	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時	施工作業手順書による
	総合調整	現地での単体・総合調整	機器の単体性能・総合性能	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時	一般：一回/1工事（総合） 重点：一回/1工事（単体・総合）
	共通設備	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	強度検討資料の照査結果	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時
器材の落下防止		壁面又は天井面の器材設置に関するアンカーボルト等の選定強度計算	強度検討資料の照査結果	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	1回/1工事
配管・配線工		防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理方法	処理作業過程	一般：1カ所/1工事 重点：全数
通信配線工		気密等各種試験	気密特性	試験成績書提出時	1回/1工事
光ケーブル敷設工		損失測定等試験	伝送損失値	試験成績書提出時	一般：1芯/1工区 重点：2芯/1工区
ハンドホール設置工		(土木工事に準ずる)			
分電盤設置工		自立型分電盤の設置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/1工事
引込柱設置工		設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/1工事
(接地極・避雷器の設置については、下記接地設置工による)					

別表 1

段階確認一覧（電気通信部門）

一般：一般監督
(2/5) 重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
	接地設置工	接地極の設置	設置状況、設計図書との対比	床掘埋戻し前 (打込式にあつては打込作業過程)	「A種、B種、C種」 全数 「D種」 一般：1極/10極 重点：1極/5極
		接地抵抗の測定	接地抵抗値	試験成績書提出時	「A種、B種、C種」 全数 「D種」 一般：1極/10極 重点：1極/5極
電 気 設 備	受変電設備工 (特別高圧受変電設備) (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (受変電用監視制御設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	受変電設備基礎工	(土木工事に準ずる)			
	電源設備工 (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (管理用水力発電設備) (新エネルギー電源設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	電源設備工 (新エネルギー電源設備) 〈〈太陽光発電設備基礎〉〉	(土木工事に準ずる)			
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)			
	地下駐車場電気設備工 (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (電灯設備) (電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	点灯状況	試験時	1回/1工事
	道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/10カ所
	点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事	

別表 1

段階確認一覧（電気通信部門）

一般：一般監督
 (3/5) 重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
	道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯基礎)	(土木工事に準ずる)			
	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	一般：1カ所/1工事 重点：2カ所/1トンネル毎
(坑外灯は上記道路照明設備工による)					
電 気 設 備	トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)			
	施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/10カ所
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事
	施設照明設備工 (公園照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事
	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事
	道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎)	(土木工事に準ずる)				
道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	点灯状況	試験時	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	
通 信 設 備	多重通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/5カ所
	テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事

別表 1

段階確認一覧（電気通信部門）

一般：一般監督
(4/5) 重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
	放流警報設備工 (放流警報制御監視局装置) (放流警報中継局装置) (放流警報警報局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	ヘリコプタ映像伝送設備工 (基地局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	電話交換設備工 (自動電話交換装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	有線通信設備工	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
通 信 設 備	道路情報表示設備工 (道路情報表示制御装置) (道路情報表示装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	河川情報表示設備工 (河川情報表示制御装置) (河川情報表示装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	放流警報表示設備工 (放流警報表示制御装置) (放流警報表示装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	非常警報設備工 (非常警報装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/1 トンネル 重点：1カ所/1 0カ所
	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	トンネル無線補助設備工 (トンネル無線補助設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	路側通信設備工 (路側通信中央局装置) (路側通信端末局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/ 5カ所 重点：全カ所
	道路防災設備工 (交通遮断装置) (交通流車両観測装置) (路車間通信装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/ 5カ所 重点：全カ所
	道路防災設備工 (交通遮断装置基礎)	(土木工事に準ずる)			
	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/ 5カ所 重点：全カ所
	通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組 (地組作業の場合)	使用部材、設計図 書との対比	地組作業過程	一般：1回/1工 事 重点：2回/1工 事
通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立 (地上)	使用部材、設計図 書との対比	組立作業過程	一般：1回/1工 事 重点：2回/1工 事	

別表 1

段階確認一覧（電気通信部門）

一般：一般監督
 (5/5) 重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
		方向調整	真方向確認	調整作業過程	1回／1工事
	通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎) (反射板基礎)	(土木工事に準ずる)			
電子 応用 設備	各種情報設備工	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
	ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
電子 応用 設備	統一河川情報システム工 (統一河川情報システム 装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
	道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
	CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
	水質自動監視設備工 (水質自動監視装置) (水質自動観測装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/ 5カ所 重点：全カ所
	電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回／1工事
その他	指定仮設工		設計図書との対比	設置完了時	1回／1工事

※1 表中の「確認の程度」は最低確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

・確認項目の内「設置位置」は、原則立会事項とする。

※2 既設機器を同一箇所で更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対象外とする。

施工状況把握一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督
重点：重点監督

1/2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フィンギ工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション(I)桁 製作工 プレキャスト桁製作工 PCホロスラップ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時（支保工変更毎）	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000m ²

施工状況把握一覧（河川・道路部門）

一般：一般監督

重点：重点監督

2/2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

施工状況把握一覧（港湾・漁港部門）

一般：一般監督
重点：重点監督

1/1

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
鉄筋・無筋コンクリート	ケーソン 場所打式 ブロック 上部コンクリート	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
舗装工	路盤・表層・基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め 状況、天候、気温、舗設温 度	一般：1回/1工事 重点：1回/3,000m ²
土工		敷均し転圧時	使用材料、敷均し・締固め 状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

第3 北海道開発局営繕工事監督技術基準

平成19年2月1日北開局工管第212-1号
最終改定 令和4年7月1日北開局工管第57号

(目的)

第1条 この技術基準は、北海道開発局請負工事監督技術基準（平成元年6月7日北開局工第18号）第1条に基づき北海道開発局の所掌する営繕工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書」 契約書とは、北海道開発局工事請負契約書をいう。
- (2) 「設計図書」 設計図書とは、現場説明書、特記仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書及び前記の書類に対する質問回答書をいう。
- (3) 「契約図書」 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「監督」 監督とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査、把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (5) 「監督職員」 監督職員とは、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- (6) 「監督の方法」 監督の方法とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、把握、立会い、検査）を総称していう。
 - ア 指示 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - イ 承諾 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
 - ウ 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - エ 通知 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - オ 受理 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - カ 把握 監督職員が、臨場（遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラ等によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して把握及び立会いを行うことをいう。以下、同じ。）若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用

材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

キ 立会い 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

ク 検査 契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

項目	業務内容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計図書及びに次の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項	契第10条 標仕1.3.1~4 標仕1.1.5
(2) 施工計画書等の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分、施工図等については承諾する。	標仕1.2.2~3
(3) 施工体制の把握	「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年4月1日北開局工管第12号）及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年4月1日北開局工管第22号）並びにこれらの通達を円滑に運用することを目的として定められた規程の定めるところにより現場における施工体制の把握を行う。	適正化法第16条 適正化指針 第2 5 (5)
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について打合せ書（様式第9号）を作成し、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契第9条 標仕1.2.4
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第一号から第五号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により設計図書の訂正又は変更内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ契約担当官等の承諾を受ける。 ② 前項の調査結果を受注者に速やかに打合せ書（様式第9号）にて通知（指示する必要があるときは、当該指示	契第18条 標仕1.1.8 契第18条

	を含む)する。ただし、設計変更等が伴う場合は、工事内容の変更指示書(様式第10号)により速やかに受注者に通知し、その回答(様式第10号の2)を求める。なお、設計変更に至らぬ事項については、受注者と協議した結果を記録する。	
(6) 関連工事との調整	施工上密接に関連するその他の工事については、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契第2条 標仕1.1.7
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告は月間工程表(様式第16号)に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第11条 標仕1.2.1
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の通知を行う。	標仕1.1.10
2 契約担当官等への報告		
(1) 工事の中止・再開及び工期の延長の検討並びに報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、工事中止上申書(様式第4号)により契約担当官等へ報告する。なお、工事を再開する場合は、速やかに工事再開上申書(様式第4号の2)により契約担当官等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、工期延長申請副申書(様式第5号)により契約担当官等へ報告する。	契第20条 標仕1.1.9
(2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、請負工事損害発生報告書(様式第6号)により契約担当官等へ報告する。	契第28条 標仕1.1.9
(3) 天災その他の不可抗力による工事出来高部分等の損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力による、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を請負工事損害発生報告書(様式第6号)により契約担当官等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契第30条 標仕1.1.9
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、請負工事損害発生報告書(様式第6号)により契約担当官等へ報告する。	契第29条 標仕1.1.9
(5) 部分使用の確認	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、部	契第34条

及び報告	分使用報告書（様式第15号）により契約担当官等へ報告する。	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事進捗報告書（様式第13号）に基づき出来高を確認し、契約担当官等へ報告する。	契第35条
(7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来高内訳書及び部分払い出来形数量算出書（様式第14号）の審査及び既済部分出来高検査内訳書の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契第38条
(8) 設計変更による工期の算定及び報告	設計変更による工期の算定に当たっては、設計変更に伴う工期算定書（様式第12号）により算定を行い、契約担当官等に報告する。	標仕1.1.10
(9) 設計図書の変更	設計図書を変更する必要があると認めるときは、設計担当者と調整の後、設計変更上申書（様式第3号）を契約担当官等に提出し、その承認を受けるものとする。	契第19条 標仕1.1.8
(10) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契第12条
(11) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第46条第1項、第47条又は第48条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。 ③ 契約が工事の完成前に解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契第46条 契第47条 契第48条 契第50条 契第51条 契第53条
3 施工状況の検査等		
(1) 事前調査等	次の事前調査業務を行う。 ① 受注者が行う官公署その他の関係機関への届出の把握 ② その他必要な事項	標仕1.1.3
(2) 工事材料の検査等	設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し若しくは調合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、立会い、又は検査を行う。	契第13条 契第14条 標仕1.4.4～5
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種においては、設計図書の規定に基づき、	契第14条 標仕1.5.7

	週間工程表（様式第11号）による立会い願いにより行う。 なお、立会い内容については別途定める。	
(4) 工事施工の検査等	設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、週間工程表（様式第11号）による検査願いに基づき、別表により検査等を行う。	標仕1.5.5
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、発生材報告書（様式第8号）及び発生材調書（様式第8号の2）により報告された内容が受注者が保管する産業廃棄物管理票（マニフェスト）等と整合し、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（実施書）により、リサイクルの実施状況を把握する。	標仕1.3.11
(6) 改善請求及び破壊による検査	① 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改善の指示を行う。 ② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。	契第17条
(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 支給材料及び貸与品の手配及び返納については、支給材料等調書（様式第2号）を契約担当官（又は施設管理者）に提出し、必要な処置（②及び③）を行なう。 ② 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行い、支給材料受領書（様式第1号）を徴し、契約担当官等（又は施設管理者）に提出する。 ③ 受注者より、引渡し数量等の不足により支給材料の要求（様式第1号の2）があった時は、必要な処理（①及び②）を行なう。 ④ 工事の完成時に、受注者から支給材料清算書（様式第1号の3）の提出があったときは、その内容を確認し契約担当官（又は施設管理者）に提出する。	契第15条
4 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの説明の要求又は苦情などの報告に対し、必要な処置を行う。	標仕1.3.7
(2) 関係機関との協	工事に関して、官公署その他の関係機関との協議及び調	標仕1.1.3

議及び調整	整等における必要な措置を行う。	
5 その他		
(1) 現場発生材の処置	発生材のうち設計図書に定められた引渡しを要するものについて、受注者から、発生材報告書（様式第8号）及び発生材調書（様式第8号の2）の提出がされたときは、内容を確認し、その対処方法について指示を行う。また、その内容について、速やかに生産物品等報告書（様式第7号）を物品管理官へ提出する。	標仕1.3.11
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第27条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、担当課に報告する。	標仕1.3.9
(4) 工事完成検査等の立会い	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	
(5) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	標仕1.6.1
(6) 完成時の提出図書等の受理及び引渡し	受注者より、工事完成時に提出図書等を受理した場合は、その内容と目録（予備品等引渡し書等）を照合する。また、受理した提出図書等の内、施設管理に必要な書類等は速やかに施設管理者に引き渡す。	標仕1.7.1～3

(注) 関連図書及び条項の欄における略語については次のとおりである。

- (1) 「契」は、北海道開発局工事請負契約書をいう。
- (2) 「標仕」は、公共建築工事標準仕様書をいう。なお、記載されている番号は建築工事編とし、電気設備工事編及び機械設備工事編については、建築工事編の当該項目にて読み替える。

(別表)

	一般監督	重点監督
検査等内容	公共建築工事標準仕様書による	一般監督の監督内容に加え「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について（平成6年5月24日北開局工管第23号）」記2(3)重点的な監督業務の実施による

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：低入札価格調査制度調査対象工事

(様式)

- 様式第1号 支給材料受領書
- 様式第1号の2 支給材料要求書
- 様式第1号の3 支給材料清算書
- 様式第2号 支給材料等調書
- 様式第3号 設計変更上申書
- 様式第4号 工事中止上申書
- 様式第4号の2 工事再開上申書

様式第 5 号 工期延長申請副申書
様式第 6 号 請負工事損害発生報告書
様式第 7 号 生産物品等報告書（受渡書）
様式第 7 号の 2 発生材等引渡し確認書
様式第 8 号 発生材報告書（引渡書）
様式第 8 号の 2 発生材調書（引渡調書）
様式第 9 号 打合せ書
様式第 10 号 工事内容の変更指示書
様式第 10 号の 2 工事内容の変更指示書（回答）
様式第 11 号 週間工程表
様式第 12 号 設計変更に伴う工期算定書
様式第 13 号 工事進捗報告書
様式第 14 号 部分払い出来形数量算出書
様式第 15 号 部分使用報告書
様式第 16 号 月間工程表

附 則

この通達は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 26 年 4 月 1 日北開局工管第 305 号]

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 4 月 1 日北開局工管第 51 号]

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 4 年 7 月 1 日北開局工管第 57 号]

この通達は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

第4 北海道開発局請負工事検査規程

昭和43年8月24日 北開局工第36号
最終改正 平成20年3月31日 北開局工管第277-1号

(総則)

第1条 北海道開発局の所掌する工事の請負契約の検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、北海道開発局会計事務取扱細則（昭和50年北開局会第1号）その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（工事の完成前に引き渡しを受けるべき事を指定した部分（以下「指定部分」という。）の完済部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

(検査の体制)

第3条 検査は原則として、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「本官契約」という。）にあっては当該本官以外の検査職員（規則第19条第1項に規程する検査職員をいう。以下同じ。）が、分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官（以下「分任官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「分任官契約」という。）にあっては分任官自らが検査職員として、行うものとする。

(検査職員の任命基準等)

第4条 本官契約の検査職員は、工事を所掌する組織に応じ、次に掲げる者のうちから任命するものとする。

- (1) 本局 技術・評価課長
 - (2) 開発建設部 次長、課長（北海道開発局開発建設部組織規則（平成13年1月6日北開局総第2号）第2条第1項に掲げる表中、事務分担の欄の1に掲げる事務を分担する次長及び当該次長が分担管理する課の長を除く。）及び工事検査官
- 2 検査が特別の技術を要するものであるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときその他前条及び前項各号に定める者により検査を行うことが困難又は不相当と認められる特別の理由があるときは、それらの者以外の検査職員により検査を行うことができるものとする。
 - 3 前項の規程により検査を行うときは、検査を厳正かつ適確に行うことができると認められる者を検査職員に任命するものとする。
 - 4 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査を工事の施工区間工事の種別等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

(検査職員の任命)

第5条 検査職員の任命は、契約担当官等（第3条に規程する本官及び分任官をいう。以下同じ。）が検査ごとに検査職員任命書（様式第1号）により行うものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職)

第6条 令第101条の7に規定する特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行う場合とする。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため監督職員（規則第17条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第7条 検査職員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査調書)

第8条 検査職員が次の各号に掲げる検査を実施したときは、それぞれ当該各号に掲げる検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

- (1) 完成検査 工事完成検査調書（様式第2号）
- (2) 部分検査 工事既済部分検査調書（完済部分）（様式第3号）
工事既済部分検査調書（様式第4号）

2 検査職員は検査を行った結果、給付が工事の請負契約の内容に適合しないものであることを確認したときは、工事検査調書（様式第5号）を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

附 則〔平成20年3月31日北開局工管第277-1号〕

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

第5 北海道開発局工事検査技術基準

昭和43年8月24日 北開局工第38号
最終改正 令和6年4月1日 北開局工管第7号

(総則)

第1条 北海道開発局請負工事検査規程（昭和43年北開局工第36号）第7条及び北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年北開局工第37号）第4条第1項に規定する技術的基準は、別に定めるもののほか、この基準によるものとする。ただし、営繕工事検査技術基準は、別に定める。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として実地で行うものとし、契約書及び仕様書（以下「契約書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真及びビデオによる記録を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(工事の出来形及び品質の検査)

第4条 工事の出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録（写真及びビデオによる記録を含む。）と設計図書を対比して、また、品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録（写真及びビデオによる記録を含む。）と設計図書を対比して、別表第2及び別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該出来形及び品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

第5条 工事の出来形部分の数量は、工事の出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図、その他の関係図書により確認するものとする。

附 則[平成31年4月1日北開局工管第8号]

この通知は、平成31年4月1日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

附 則[令和2年4月1日北開局工管第64号]

この通知は、令和2年4月1日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

附 則[令和5年4月3日北開局工管第18号]

この通知は、令和5年4月3日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

附 則[令和6年4月1日北開局工管第7号]

この通知は、令和6年4月1日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

別表第1

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況、週休2日の達成状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容、週休2日の達成状況
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2

出来形寸法検査基準（河川・道路部門）

工 種		検査内容	検査密度
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 1基又は1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積 （張）工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	一般 舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高及び幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし1km以下は2箇所以上）
			設計面との鉛直較差 （3次元モデルによる場合） 3次元モデルにより机上で設計との離れで評価する場合は、1工事につき1箇所以上
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高及び幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）
			設計面との鉛直較差 （3次元モデルによる場合） 3次元モデルにより机上で設計との離れで評価する場合は、1工事につき1箇所以上
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
			基準高、幅、厚さ、延長（3次元モデルによる場合） 1工事につき1箇所（3次元モデルによる場合）
	土 工	基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（3次元モデルによる場合） 1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	浚渫（川） （バックホウ浚渫船のみ）	設計との標高較差（3次元モデルによる場合） 1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	

工 種		検査内容	検査密度
河川	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所任意箇所（3箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上 （ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第2

出来形寸法検査基準（港湾・漁港部門）

工 種		検査内容	検査密度
港湾・漁港	港湾しゅんせつ（土砂しゅんせつ）（岩盤しゅんせつ） 砂置換	仕上り面積、地盤高、法勾配	測線間隔100mにつき1断面以上 岩盤しゅんせつ法面については、適宜追加
		底面・法面の設計との水深較差（3次元モデルによる場合）	1工事につき1断面以上 （3次元モデルによる場合）
	床堀 水中岩盤掘削	仕上り地盤高、延長、幅員、法勾配	延長方向50mにつき1断面以上 （港湾、漁港事業のみに適用、岩盤床堀法面については、適宜追加）
	埋立	仕上り面積、地盤高	2,000㎡につき1箇所以上
	均し 裏込工	仕上り天端高、法勾配、延長、幅員	施工延長100m未満は3箇所以上 施工延長100m以上は50mにつき1箇所以上追加 （中割石投入等の出来形検査の場合も準じる。）
	ケーソン・L型・方塊・セルラーブロック製作	長さ、幅員、高さ、壁厚	函塊について全函、L型、セルラーブロックは5個につき1個以上を適宜抽出し、測定基準の測定箇所にしたがい検査
	ケーソン・L型・方塊・セルラーブロック据付	据付け天端高、法線方向の出入、目地間隔、仕上り延長	施工延長100m未満は3箇所以上 施工延長100m以上は50mにつき1箇所以上追加し、測定基準の測定箇所にしたがい検査 （函塊等据付箇所2箇所以内の場合はこの限りでない。）
	本体工（場所打式） 上部コンクリート	仕上り天端高、幅員、延長、法線方向の出入	施工延長100m未満は3箇所以上 施工延長100m以上は50mにつき1箇所以上追加し、測定基準の測定箇所にしたがい検査 （施工延長20m未満の場合はこの限りでない。）
	矢板打込	仕上り天端高、延長、法線方向の出入	施工延長50m未満は3箇所以上 50m以上は30mにつき1箇所以上追加
	杭打込	仕上り天端高、距離間隔、垂直度	10本に1本以上適宜抽出 本杭については適宜
けい船柱・防舷材取付	天端及び取付高さ、取付位置、取付間隔	適宜抽出し、測定基準の測定方法にしたがい検査	
その他構造物	工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する	

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第2

出来形寸法検査基準（農業部門）

工 種		検査内容		検査密度
共通	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高、変位、根入長、延長		250枚につき1箇所以上(ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上)
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長		200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	基礎工	基準高、根入長、偏心量		1基又は1目地間当たり1箇所以上
	石積み コンクリートブロック積み 石張工 コンクリートブロック張り (河川護岸は除く)	基準高、厚さ、法長、延長		施工延長200mにつき1箇所以上(ただし、200m未満の場合は2箇所以上)
	土工(掘削・盛土)	基準高、幅、法長		施工延長500mにつき1箇所以上(ただし、500m未満の場合は2箇所以上)
農道工	路盤工	基準高、幅、厚さ		施工延長500mにつき1箇所以上(ただし、500m未満の場合は2箇所以上)
	コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	基準高、幅、厚さ、平坦性		幅、平坦性は、施工延長500mにつき1箇所以上(ただし、500m未満の場合は2箇所以上) 厚さは、施工面積10,000m ² につき1箇所以上(ただし、10,000m ² 未満の場合は2箇所以上)
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長		5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム 堤体盛土	ゾーン幅	遮水ゾーン、フィルターゾーン、トランジションゾーン、ロックゾーン	施工延長100mにつき1箇所以上(ただし、100m未満は2箇所以上)
橋梁工	橋梁下部工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、スパン長、変位		スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごと1基以上につき 構造図の寸法表示箇所を適宜測定
	鋼橋上部工	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、 キャンパー		部材寸法は主要部材について、構造図の 寸法表示箇所を適宜測定 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー		部材寸法は主要部材について、構造図の 寸法表示箇所を適宜測定 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
水路トンネル工	水路トンネル	コンクリート覆工	基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、延長	基準高、幅、高さは、施工延長200mにつき1箇所以上(ただし、200m未満は2箇所以上) 巻厚、中心線のズレ、延長は、構造図の寸法表示箇所を適宜測定

工 種		検査内容	検査密度
水路工	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、延長	基準高、幅、厚さ、高さは、施工延長200mにつき1箇所以上（ただし、200m未満は2箇所以上） 中心線のズレ、スパン長、延長は適宜測定
	河川及び排水路工 コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠 ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	基準高、幅、法長、中心線のズレ、延長	基準高、幅、法長は、施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m未満は2箇所以上） 延長、中心線のズレは適宜測定
管水路工	管水路基礎 (砂基礎等)	基準高、幅、高さ	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m未満は2箇所以上）
	管水路（コンクリート二次製品） RC管 (铸铁管、強化プラスチック複合管)	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、延長	基準高は、施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m未満は2箇所以上） 中心線のズレ、ジョイント間隔、延長は適宜測定
ほ場整備工	整地工（基盤造成・表土整地）	均平度	施工面積10haにつき1圃場以上（ただし、10ha未満は2圃場以上）
	道路工（砂利道）	延長、幅、厚さ	施工延長2,000mにつき1箇所以上（ただし、2,000m以下の場合は2箇所以上）
	管水路（ほ場内用水路・ほ場内排水路） 基礎工 管体工	幅、基準高	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m以下の場合は2箇所以上）
	開水路（ほ場内用水路・ほ場内排水路）	基準高、幅、法長	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m以下の場合は2箇所以上）

工 種		検査内容	検査の密度
ほ場整備工	暗渠排水工 (集水渠・吸水渠)	間隔、掘削深、疎水材高さ	施工面積10haにつき1圃場以上(ただし、10ha未満は2圃場以上) 該当となる1圃場当たりの検査は1条以上測定とする。
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

- 備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- (3) 施工面積とは施工延べ面積をいう。

別表第2

出来形寸法検査基準（機械部門）

工 種		検査内容	検査密度
共通	溶接	外観、寸法検査 溶接放射線検査 溶接超音波探傷検査 浸透探傷検査	場合により任意部分を実測する
	塗装	外観、塗膜厚検査	測点数は100㎡につき2箇所以上 100㎡未満の場合2箇所以上
水 門 設 備	扉体	幅、高さ	1扉体につき各1ヶ所以上
	戸当り金物	基準高、準径間、呑口幅 戸当り高	1戸当り金物につき各1ヶ所以上
	開閉装置	幅、長さ、配置寸法	1開閉装置につき各1ヶ所以上
揚 排 水 ポ ン プ 設 備	ポンプ設備全体	基準高、配置寸法、 据付水平度	1台につき各1ヶ所以上
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送風機・ ジェットファン	基準高、配置寸法	1台につき各1ヶ所以上
散 水 融 雪 設 備	散水融雪設備	基準高、配置寸法	1台につき各1ヶ所以上

工 種		検査内容	検査密度
道 路 排 水 設 備	ポンプ設備	基準高、配置寸法	1台につき各1ヶ所以上
そ の 他 の 設 備	その他の設備	工種に応じ、 基準高、配置寸法等	同種構造物毎に適宜決定する

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

別表第2

出来形寸法検査基準（電気通信部門）

工 種	検査内容		検査密度
地中電線 (管路式、直接埋設式)	埋設深さ		・ 施工延長120mにつき1箇所 (ただし、施工延長120m以下の場合は2箇所を上限とする)
	弱電流電線等との離隔		
	路盤工		・ 出来形寸法検査基準（河川・道路部門）に準ずる
	舗装工		
架空配電線路	電柱根入れ深さ		・ 5本につき1箇所以上
	根かせ埋没深さ		
	支線ブロック埋設深さ		
	架線地上高		
	弱電流電線との離隔距離		
露出配管工	支持間隔	合成樹脂管	・ 施工延長120mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長120m以下の場合は2箇所以上)
		合成樹脂可とう管、CD管	
		金属管	
露出配線工	支持間隔	露出配線	・ 施工延長120mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長120m以下の場合は2箇所以上)
		ケーブルラック配線	
ケーブルラック工	支持間隔	アルミ製ラック	・ 施工延長120mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長120m以下の場合は2箇所以上)
		鋼製ラック	

工 種	検査内容	検査密度
接 地 工	接地極の埋設深さ	・全数の20%～40%
	絶縁防止 地上部	
	地下部	
	接地極相互の離隔等	・全数（目視等で基準値以上の場合には省略できる）
照明器具設置工 （トンネル）	器具取付高さ	・施工延長120mにつき1箇所を上限とする （施工延長120m以下の場合、1施工箇所につき2箇所を上限とする）
	取付間隔	
照明灯設置工 （道路）	設置間隔 （局部照明除く）	・5径間につき1箇所以上（ただし5径間未満は2箇所以上）
パンサマスト設置工 （空中線柱）	パンサマスト根入れ深さ	・全数の20%～40%
	地上高	
鉄塔・反射板	全 長	・全数
	根開き、対角線長	
	末口寸法対角線長	
	塔の鉛直度	
標準仕様書に定める装置・機器	標準仕様書の定めによる	
上記以外のもの	設計図書のとおりによる	

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

別表第3

品質検査基準（河川・道路部門）

工 種		検査内容	検査の方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明により検査する (2) 場合により実測する	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力又は密度が設計図書と対比して適切か		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2) 場合により実測する

別表第3

品質検査基準（機械部門）

工 種		検査内容	検査の方法
共 通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察または品質証明により検査する (2) 場合により実測する
	部品	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察または品質証明により検査する (2) 場合により実測する
	機器単体品	(1) 品質、形状及び機能・性能は、設計図書等と対比して適切か	(1) 観察または品質証明により検査する (2) 場合により実測する
	設備の機能	(1) 設備または、付属設備等の機能・性能は、設計図書と対比して適切か (2) 試運転・性能検査を行う	(1) 観察または品質証明により検査する (2) 主に実際に操作し許容値以内か検査する (3) 無負荷または実負荷運転により異常音、異常振動等の有無を検査する

別表第3

品質検査基準（電気通信部門）

工 種	検査内容	検査の方法
機器・設備の機能	設計図書に規定する機能を満足しているか	・実際に操作し運転状態を検査する
機器・設備の性能	設計図書に規定する性能を満足しているか	・実際に操作し運転状態を検査する
	運転時の振動、温度上昇等が少なく安定しているか	・施工管理記録及び計測により検査する
器 材	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	・確認又は品質証明書により検査する
配 管 工	接続、接合、支持が確実か	・主に施工管理記録及び確認により検査する
配 線 工	端末処理及び接続が確実か	・主に施工管理記録及び確認により検査する
	絶縁抵抗値が基準値に比べて十分余裕があるか	・実測する
据 付 工	据付、固定、耐震処理が十分か	・主に施工管理記録及び確認により検査する
	絶縁抵抗値、接地抵抗値が基準値に比べて十分余裕があるか	・実測する
土木施工	品質検査基準（河川・道路部門）による	・品質検査基準（河川・道路部門）による

第6 北海道開発局営繕工事検査技術基準

平成 19 年 2 月 1 日 北開局工管第 211-1 号

最終改正 平成 29 年 4 月 1 日 北開局工管第 51 号

(目的)

第1条 この基準は、北海道開発局工事検査技術基準（昭和43年8月24日付北開局工第38号）第1条の規定に基づき、北海道開発局の所掌する営繕工事の請負契約に係る検査に必要な技術的基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。）と契約書及び設計図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

別表

工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の 履行状況	契約書 設計図書 その他の関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給 材料・貸与品・工事発生品の処理状況及び その他契約書等の履行状況
2 工程管理	実施工程表 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
3 安全管理	契約書 設計図書 その他関係書類	安全管理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況
4 工事施工状況	施工計画書 その他関係書類	施工方法、関連工事との調整及び現場管理 状況
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳 その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

注) この表において関連工事とは、施工上密接に関連する別契約の工事をいう。

第7 北海道開発局工事技術検査実施要領

昭和43年8月24日 北開局工第37号
最終改正 平成31年3月25日 北開局工管第277号

(目的)

第1条 この要領は、北海道開発局の所掌する工事について行う技術的検査(以下「技術検査」という。)に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2条 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項に規定する検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において営繕部長及び開発建設部長(以下「部局等の長」という。)が必要と認めたときは、技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第3条 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

(1) 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者(以下「技術検査適任者」という。)のうちから、その都度、部局等の長が命じる者。

(2) 分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事については、当該工事を所掌する事務所(北海道開発局組織規則(平成13年国土交通省令第22号)第99条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。)又は事業所等(北海道開発局開発建設部組織規則(平成13年1月6日北開局総第2号)第39条に規定する事業所、ダム管理所及び農業施設管理所をいう。以下同じ。)の長(以下「事務所等の長」という。)が技術検査適任者のうちから、その都度、任命する者。

2 技術検査を行う者(以下「技術検査官」という。)の任命は、別記様式1の技術検査官任命書により行うものとする。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査官が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査官は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の提示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命)

第5条 技術検査官は、技術検査を完了したときは、遅滞なく当該技術検査の結果について、別記様式2の技術検査復命書により、第3条第1項第1号に該当する者にあつては部局等の長に、第3条第1項第2号に該当する者にあつては事務所等の長にそれぞれ復命するものとする。

- 2 部局等の長又は事務所等の長は、復命書のうち必要な事項について、別記様式3請負工事（完成・中間）技術検査結果通知書により、受注者に通知するものとする。

（工事成績の評定）

第6条 技術検査官にあつては請負工事について技術検査を完了した場合に、工事中の施工状況等を把握する者（以下「技術評価官」という。）にあつては工事が完成したときに、それぞれ別に定めるところにより工事成績を評定しなければならない。

- 2 技術評価官は、総括的な技術評価を行うもの（以下「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行うもの（以下、「主任技術評価官」という。）とする。

- 3 技術評価官は、次の各号に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事の総括技術評価官は、営繕部にあつては保全指導・監督室長、各開発建設部の本部担当課が監督する工事にあつては、当該工事を所掌する課の者のうち監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者、各開発建設部の当該工事を所掌する事務所にあつては事務所長、各開発建設部の当該工事を所掌する事業所等にあつては事業所等の長のうちから、その都度、部局等の長が命ずる者とする。

- (2) 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事の主任技術評価官は、営繕部にあつては保全指導・監督室長補佐、営繕監督官及び係長、各開発建設部の本部担当課が監督する工事にあつては当該工事を所掌する課の者のうち監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者、各開発建設部の当該工事を所掌する事務所にあつては当該工事を担当する課長、各開発建設部の当該工事を所掌する事業所等にあつては事業所等の長、副長、班長その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、部局等の長が命ずる者とする。

なお、事務所又は事業所等の所掌する工事にあつては、本部の者のうち当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を任命することができるものとする。

- (3) 分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事の総括技術評価官は、当該工事を所掌する事務所長、工事を担当する副所長又は課長、その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所等の長が命じる者とする。

- (4) 分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事の主任技術評価官は、事務所及び事業所等にあつては当該工事を所掌する係長、その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所等の長が命じる者とする。

- 4 技術評価を行う者の任命は、別記様式4の技術評価官任命書により行うものとする。

附 則〔平成20年3月31日北開局工管第278-1号〕

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月25日北開局工管第277号〕

この通達は、平成31年3月25日から施行する。

第8 北海道開発局工事技術検査基準

平成19年2月1日 北開局工管第206-1号
平成22年11月30日 北開局工管第174号

(目的)

第1条 本技術基準は、北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年8月24日北開局工第37号）に係る技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。ただし、営繕工事の技術検査基準については、別に定める。

(技術検査の内容)

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(技術検査の種類)

第3条 技術検査は、工事の施工期間中（以下「中間技術検査」という。）及び完成時（以下「完成技術検査」という。）において実施するものとする。

(中間技術検査)

第4条 中間技術検査は、当初契約金額が1億円以上かつ工期が6か月以上の工事又は支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事のうちから各開発建設部長（以下「部局等の長」という。）が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事は実施しない。

- 2 中間技術検査は、完成、既済（完済を含む。）部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。
- 3 実施回数は原則2回とし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとし、既済部分検査を兼ねることができるものとする。
- 4 実施時期については、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的な評価を適切に実施できる施工段階を選定し、総括監督員が部局等の長に申請するものとする。
- 5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。
- 6 部局等の長は、第4項による申請があった場合は、受注者に対して中間技術検査を実施する旨、技術検査官の官職及び氏名、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。
- 7 中間技術検査の対象工事は特記仕様書で指定するものとする。

(完成技術検査)

第5条 完成技術検査は、当該工事の完成時に行うものとする。ただし、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、あらかじめ定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査を実施するものとする。

(工事実施状況の技術検査)

第6条 工事の実施状況に係る技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第7条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第8条 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第9条 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的に評価を行うものとする。

第9 北海道開発局工事技術検査基準の運用について

平成19年2月1日 北開局工管第213-1号

改正 令和2年4月1日 北開局工管第30号

(目的)

第1条 北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日北開局工管第206-1号。以下「基準」という。）により中間技術検査について、中間技術検査を省略できる工事及び中間技術検査の実施時期について定めることにより、中間技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 基準第4条第1項に定める工事のうち、中間技術検査を省略できる工事は別表1を参考にすること。

(実施時期)

第3条 基準第4条第2項に定める中間技術検査の実施時期については、別表2を参考にすること。

(実施回数)

第4条 基準第4条第3項に定める原則2回実施する工事は、当初請負金額が2億円以上かつ工期が13か月以上の工事とする。

附 則[令和2年4月1日北開局工管第30号]

この通知は、令和2年4月1日以降の契約に係る工事について適用する。

別表 1

中間技術検査を省略できる工事（河川・道路部門）

工 種	内 容
維持工事	除草、除雪、区画線、植樹管理工事
築堤工事	河川土工のみの単一工事
護岸工事	応力計算を伴わない単純護岸工事
浚渫工事	浚渫のみの単一工種工事
地盤改良工事	軽微な地盤改良工事
道路改良工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土工が主たる工事 ・法面工、小型擁壁工、石・ブロック積み(張)工、プレキャストカルバート工、小型水路工、遮音壁(吸音板)工、の単一工種工事
舗装工事	舗装修繕工事（舗装打替、切削オーバーレイ）
鋼橋上部工事	仮組検査として段階確認を実施する工事
床版工事	グレーチングタイプ（IB床版）
コンクリート（PC）橋	購入桁が主たる工事
キャブ工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝等 ・光ファイバー等の布設工事
道路付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・標識工、照明工等 ・橋梁補修
塗装工事	

別表 1

中間技術検査を省略できる工事（港湾・漁港・空港部門）

工 種	内 容
防波堤工事	<ul style="list-style-type: none"> ・異形ブロック製作・据付のみの単一工種工事
浚渫工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浚渫のみの単一工種工事
空港舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装改良工事（舗装打替、切削オーバーレイ）

別表 1

中間技術検査を省略できる工事（農業部門）

工 種	内 容
ほ場整備工事	全ての工事
舗装工事	舗装修繕工事（舗装打ち替え、切削オーバーレイ）
道路改良工事	購入桁が主たる橋梁上部工工事
水路工事	鉄筋コンクリートU型等の二次製品水路、土水路
排水路工事	単純護岸工事
河川工事	単純護岸工事
管水路工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事、推進工
畑かん施設工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事、付帯施設工事
干拓工事	浚渫のみの単一工種工事
海岸工事	消波ブロック等の製作工事
コンクリート補修工事	全ての工事
整備工事	管理施設の場内整備工事
用排水ポンプ設備工事	1台あたり吐出量が $12\text{m}^3/\text{min}$ 以下で全揚程80m以下、かつ1機場全体で低圧受電となるポンプ製作据付工事
河川水路用水門設備工事	扉体面積が 10m^2 以下で開閉方式がラック、スピンドル式であるスライドゲート、ローラーゲートの製作据付工事
水管橋設備工事	単径間でパイプビーム形式の水管橋製作据付工事
鋼橋工事	工場仮組立の省略が可能な鋼橋製作架設工事
電気通信設備工事	情報処理設備を含まない電気通信設備工事、特別高圧又は高圧受電設備を含まない電気設備工事
その他の施設機械工事	鋼製付属設備製作据付工事、塗装工事、管水路に設置されるバルブ製作据付工事

別表 2

中間技術検査の実施時期（河川・道路部門）

区分	工 種	時 期
河 川	護岸	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼矢板打設完了時 ・裏打材の施工作业時又は一部完了時
	樋門・樋管 水門 堰 排水機場 水路トンネル 床止め・床固め	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工（杭、地盤改良等）完了時 ・本体鉄筋組立作業時又は一部完了時（コンクリート打設前） ・構造物の埋め戻し前
海 岸	護岸	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に準じる
	突堤・人口岬	<ul style="list-style-type: none"> ・施工が 1 / 2 程度の段階
砂 防	砂防ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎地盤掘削完了時 ・コンクリート打設一部完了時
	流路・護岸（床固め工含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工が 1 / 2 程度の段階
	斜面对策	<ul style="list-style-type: none"> ・施工が 1 / 2 程度の段階
道 路	道路改良	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の基礎工、鉄筋組立完了時 ・構造物の埋め戻し前 ・施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度の段階
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤工が 1 / 2 程度完了、又は完了時
	橋梁下部	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工完了時 ・コンクリート打設一部完了時
	鋼橋上部	<ul style="list-style-type: none"> ・架設作業の初期段階 ・仮組立時
	コンクリート(PC)橋上部	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋組立完了時 ・コンクリと打設一部完成時
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・支保工完了時 ・覆工コンクリート打設一部完了時
	共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋組立完了時 ・コンクリート打設一部完了時
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多種工にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・変化点が明瞭でない工事については、工事内容の 1 / 3 ～ 1 / 2 程度の進捗で実施

その他：工事完成時に積雪により出来形等が確認できなくなる工事は、降雪前に中間技術検査を実施することを義務づける。

別表 2

中間技術検査の実施時期（港湾・漁港・空港部門）

区分	工 種	時 期
港 湾	航路・泊地・船だまり 防波堤・防砂堤・導流堤 防潮堤 護岸・岸壁・物揚場 栈橋・係船杭	・施工が1／2程度の段階
海 岸	堤防・防潮堤・護岸 突堤 離岸堤 樋門・水（閘）門 養浜	・施工が1／2程度の段階
空 港	用地造成 基本施設舗装 舗装	・施工が1／2程度の段階
	その他	・多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・変化点が明瞭でない工事については、工事内容の1／3～1／2程度の進捗で実施

その他：工事完成時に積雪により出来形等が確認できなくなる工事は、降雪前に中間技術検査を実施することを義務づける。

別表 2

中間技術検査の実施時期（農業部門）

工 種	時 期
農用地造成工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
舗装工事	・ 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時
道路改良工事	・ 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時 ・ 橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 ・ 橋梁上部工（コンクリート橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 ・ 農道トンネルの支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路トンネル工事	・ 支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
排水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
河川工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
管水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
畑かん施設工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
干拓工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
海岸工事	・ 基礎工完了時又は主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
頭首工工事	・ 堰柱の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 管理橋の架設作業の初期段階又は仮組立時
フィルダム工事	・ 基礎地盤掘削完了時又は基礎処理完了時 ・ 堤体盛立一部完了時
コンクリートダム工事	・ 基礎地盤掘削完了時又は基礎処理完了時 ・ コンクリート打設一部完了時
施設機械工事	・ 工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等）
電気・通信設備工事	・ 工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時
その他 （上記に該当しない構造物）	・ 多種工にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・ 構造物の基礎工完了時 ・ 鉄筋組立完了時 ・ 構造物の埋戻前 ・ 変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時

その他：工事完成時に積雪により出来形等が確認できなくなる工事は、降雪前に中間技術検査を実施することを義務づける。

第10 北海道開発局営繕工事技術検査基準

平成19年2月1日 北開局工管第210-1号
最終改正 平成29年4月1日 北開局工管第 52号

(目的)

第1条 この基準は、北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日北開局工管第206-1号）第1条の規定に基づき、北海道開発局の所掌する営繕工事に係る技術検査の技術的基準を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(中間技術検査)

第3条 中間技術検査（北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年8月24日北開局工第37号）第2条第3項の規定による技術検査をいう。以下同じ。）は、営繕部長及び開発建設部長（以下「部局等の長」という。）が必要と認めた工事を対象として実施する。

2 中間技術検査は、完成技術検査及び既済部分技術検査（完済部分技術検査を含む。）の時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質を確認する上で重要と認められる時期に行うことを原則とする。

3 中間技術検査で確認した出来形については、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等を踏まえ再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成技術検査等において、その確認を省略することができる。

4 部局等の長は、受注者に対して検査日等を事前に通知するものとする。

5 中間技術検査の実施に必要な事項は、別に定める。

(工事実施状況の技術検査)

第4条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工体制、施工状況等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第5条 出来形の技術検査は、出来形の精度、出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第6条 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第7条 出来ばえの技術検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事（密接に係る別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行うものとする。

第 1 1 中間技術検査の取扱いについて

平成 19 年 7 月 17 日 事務連絡
最終改正 平成 22 年 11 月 30 日 事務連絡
工事管理課長から各開発建設部技術(調整)管理官あて

工事における技術検査については、「北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日付北開局工管第206-1号）」及び「北海道開発局営繕工事技術検査基準（平成19年2月1日付北開局工管第210-1号）」により通達されたところであるが、技術検査のうち中間技術検査の具体的な手続について下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1 事務手続

- 1) 検査の時期選定は監督職員が行うものとし、総括監督員が部局等の長に申請する。
- 2) 監督職員は技術検査官と協議の上、検査月日及び技術検査官名を受注者に通知する。
- 3) 技術検査官は中間技術検査を完了後、検査内容を技術検査復命書で復命し、工事成績評定を行い、受注者へ技術検査結果通知の作成を行う。
- 4) 中間技術検査に関する書類については、手続き終了後に契約課に提出する。

2 検査結果通知

- 1) 技術検査の結果通知文は、「検査結果に関する事項」と「今後の指導に関する事項」を組み合わせた簡潔な内容とする。
- 2) 低入札価格調査制度対象工事の入札参加の制限に係る場合は、「中間技術検査を実施した結果、〇〇点（以上・未満）であるため、入札参加の制限を（解除・継続・適用）します」を記載する。

なお、解除又は適用を通知した場合は、速やかに本局にも報告するものとする。

（報告先：工事管理課技術調整第1係）

第 1 2 北海道開発局出来高部分払方式既済部分検査技術基準

平成 20 年 5 月 22 日 北開局工管第 37-1 号
最終改正 令和 5 年 4 月 3 日 北開局工管第 1 9 号

(目的)

第 1 条 この技術基準は、出来高部分払方式の既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。ただし、営繕工事、機械工事及び電気・通信工事は除く。

(検査の内容)

第 2 条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

(工事实施状況の検査)

第 3 条 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と、契約図書とを対比し、別表第 1 に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第 4 条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第 2 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

(品質の検査)

第 5 条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、必要な確認を行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

附 則[平成31年4月1日北開局工管第7号]

この通知は、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に既済部分検査を行う工事について適用する。

附 則[令和5年4月3日北開局工管第19号]

この通知は、令和 5 年 4 月 3 日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	施工方法及び手戻り（災害）に対する処置状況、現場管理状況、週休2日の達成状況

別表第2 出来形寸法検査基準 (河川・道路部門)

(1/2)

工 種		検査内容	検査密度	
共 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	検査対象物につき2箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	検査対象物につき2箇所以上
		吹付工		
		植生工		
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	以下のうち少ない箇所数以上 ・1基又は1目地間当たり1箇所 ・検査対象物につき2箇所
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所
			設計面との鉛直較差 (3次元モデルによる場合)	3次元モデルにより机上で設計との離れで評価する場合は、1工事につき1箇所以上
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上コアーにより検査
			設計面との鉛直較差 (3次元モデルによる場合)	3次元モデルにより机上で設計との離れで評価する場合は、1工事につき1箇所以上
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
			基準高、幅、厚さ、延長(3次元モデルによる場合)	検査対象物につき1箇所以上
土工		基準高、幅、法長	検査対象物につき2箇所以上	
		天端面・法面の設計との標高較差、 または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)	
河 川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	検査対象物につき2箇所以上
	浚渫(川)		基準高、幅、深さ、延長	
	浚渫(川) (バックホウ浚渫船のみ)		設計との標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上
	水門			

別表第2 出来形寸法検査基準 (河川・道路部門)

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	検査対象物につき2箇所以上
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、延長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	検査対象物につき2箇所以上(ただし、坑口部を含む場合は、坑口部を含まないで2箇所以上)
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第2 出来形寸法検査基準 (港湾・漁港部門)

(1/2)

工 種	検査内容	検査密度
港湾しゅんせつ (土砂しゅんせつ) (岩盤しゅんせつ) 砂置換	仕上り面積、地盤高、法勾配	以下のうち少ない断面数以上 ・測線間隔 100m につき 1 断面以上 ・岩盤しゅんせつ法面については適宜追加 ・検査対象物につき 2 断面以上
	底面・法面の設計との水深較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面以上 (3次元モデルによる場合)
床掘 水中岩盤掘削	仕上り地盤高、延長、幅員、法勾配	以下のうち少ない断面数以上 ・延長方向 50m につき 1 断面以上 ・岩盤床掘法面については適宜追加 ・検査対象物につき 2 断面以上
埋立	仕上り面積、地盤高	以下のうち少ない箇所数以上 ・2,000㎡につき 1 箇所以上 ・検査対象物につき 2 箇所以上
均し 裏込工	仕上り天端高、法勾配、延長、幅員	施工延長 100m 未満は 3 箇所以上 施工延長 100m 以上は 50m につき 1 箇所以上追加 (中割石投入等の出来形検査の場合も準じる)
ケーソン・L型・方塊・セルラーブロック製作	長さ、幅員、高さ、壁厚	函塊について全函、L型、セルラーブロックは 5 個につき 1 個以上を適宜抽出し、測定基準の測定箇所にしたがい検査
ケーソン・L型・方塊・セルラーブロック据付	据付け天端高、法線方向の出入、目地間隔、仕上り延長	施工延長 100m 未満は 3 箇所以上 施工延長 100m 以上は 50m につき 1 箇所以上追加し、測定基準の測定箇所にしたがい検査 (函塊等据付箇所 2 箇所以内の場合はこの限りでない)
本体工 (場所打式) 上部コンクリート	仕上り天端高、幅員、延長、法線方向の出入	施工延長 100m 未満は 3 箇所以上 施工延長 100m 以上は 50m につき 1 箇所以上追加し、測定基準の測定箇所にしたがい検査 (施工延長 20m 未満の場合はこの限りでない)
矢板打込	仕上り天端高、延長、法線方向の出入	施工延長 50m 未満は 3 箇所以上 施工延長 50m 以上は 30m につき 1 箇所以上追加

港湾・漁港

別表第2 出来形寸法検査基準 (港湾・漁港部門)

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
港湾・漁港	杭打込	仕上り天端高、距離間隔、垂直度	以下のうち少ない本数以上 ・10本に1本以上適宜抽出 ・本杭については適宜 ・検査対象物につき2本以上
	けい船柱・防舷材取付	天端及び取付高さ、取付位置、取付間隔	検査対象物につき2箇所以上、適宜抽出し、測定基準の測定方法にしたがい検査
	その他構造物	工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	検査対象物につき2箇所以上、同種構造物ごとに適宜決定する

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

工 種		検査内容		検査の対象
共通	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高、変位、根入長、延長		検査対象物につき2箇所以上
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長		検査対象物につき2箇所以上
	基礎工	基準高、根入長、偏心量		以下のうち少ない箇所数以上 ・1基又は1目地間当たり1箇所 ・検査対象物につき2箇所以上
	石積み コンクリートブロッ ク積み 石張工 コンクリートブロッ ク張り (河川護岸は除く)	基準高、厚さ、法長、施工延長		検査対象物につき2箇所以上
	掘削 盛土	基準高、幅、法長、厚さ		検査対象物につき2箇所以上
農道工	路盤工	基準高、幅、厚さ		検査対象物につき2箇所以上
	コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅、厚さ、平坦性		幅及び厚さは、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、コアーにより検査
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、 堤長		5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム 堤体盛土	ゾ ー ン 幅	遮水ゾーン、フィルター ゾーン、トランジションゾ ーン、ロックゾーン	施工延長50~100mにつき1箇所以上（た だし、100m未満は2箇所以上）
橋梁工	橋梁下部工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、 スパン長、変位		スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごと1基以上につき出 来高対象部分の構造図の寸法表示箇所を適 宜測定
	鋼橋上部工	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー		部材寸法は主要部材について、出来高対象 部分の構造図の寸法表示箇所を適宜測定 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部 工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャン バー		部材寸法は主要部材について、出来高対象 部分の構造図の寸法表示箇所を適宜測定 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上

工 種		検査内容		検査密度
水路トンネル工	水路トンネル	コンクリート覆工	基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、施工延長	検査対象物につき2箇所以上（ただし、坑口部を含む場合は、坑口部を含まないで2箇所以上）
水路工	現場打開水路		基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	検査対象物につき2箇所以上
河川及び排水路工	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠 ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット		基準高、幅、法長、中心線のズレ、施工延長	検査対象物につき2箇所以上
管水路工	管水路基礎 (砂基礎等)		基準高、幅、高さ	基準高は、施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m未満は2箇所以上）
	管水路 (コンクリート二次製品) RC管 (铸铁管、強化プラスチック複合管)		基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長	基準高は、施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、500m未満は2箇所以上） 中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長は適宜
その他	その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

北海道開発局出来高部分払方式既済部分検査技術基準・同解説

【解説】

(目的)

第1条 この技術基準は、出来高部分払方式の既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

ただし、営繕工事、機械工事及び電気・通信工事を除く。

本基準・同解説は出来高部分払方式の既済部分検査（完済部分検査は含まない）を効率化することを目的に作成した。

また、「出来高部分払方式実施要領」において対象工事に含まれない工事を追記した。

(検査の内容)

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

【解説】

- (1) 検査対象部分については、複数回の既済部分検査で重複しないよう、検査済部分を除くことを原則とした。ただし、複数回の既済部分検査において、同一の検査職員が検査を実施できない場合等にあつては、この限りでない。
- (2) 工事の実施状況、出来形及び品質については、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断がなされることを前提に、検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の確認を行うこととした。
なお、既済部分検査を行った場合には原則として中間技術検査（工事成績評定）を実施（「北海道開発局工事技術検査実施要領」（H19.2.1）の第2の2参照）する。ただし、「原則実施」の例外として、既済分検査対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合には、中間技術検査を省略することができる。
- (3) 検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準（案）に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。
- (4) 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。
 - 1) 同一検査職員による既済部分検査の実施
既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、受注者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。
 - 2) 工事報告書及び出来高図による出来高の確認
従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報告書及び出来高図（一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチングで表示し既済部分検査毎に追加着色する）を用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。
なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な情報が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員
の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

(例) アスファルト舗装工事において、気象条件、材料プラント等の施工条件に変化がなく、工区割により表層
工等複数の工種が数回の既済部分検査対象となる場合。

4) 既存資料による確認

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の
記録は、本来、工事の進捗に応じ受注者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式の既済部分
検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これ
らを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必
要である。

(工事实施状況の検査)

第3条 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写
真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる
事項に留意して行うものとする。

【解説】

本条文については、北海道開発局工事検査技術基準をほぼそのまま引用した。ただし、別表第1に掲げる事項を
修正している。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2
に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、
検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、北海道開発局工事検査技術基準をほぼそのまま引用しているが、別表第2の検査密度を修正
している。ただし、中間技術検査を同時に実施する場合は、本別表第2によらず北海道開発局工事検査技術基準の
別表第2によるものとする。

出来形管理基準に測定項目がある工種については、出来形寸法と設計値との対比により規格値内であることを確
認することを基本とする。ただし、出来形管理基準に規定されていない工種及び完成時に規格値が満足されてい
ればよい測定項目にあつては、出来高対象となる数値以上であることを確認することにより、支払対象
となる出来高に達しているものとすることができる。

例) 橋脚躯体工の高さ、舗装工の面積、等

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、必要な確認を行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、北海道開発局工事検査技術基準をほぼそのまま引用しているが、次の点を考慮している。

- ・品質については、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断が行われるのを前提に、既済部分検査では検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の項目を確認

なお、コンクリート構造物においては、クラック等の有害性の有無について目視、確認を行うことを基本とする。有害性が認められる場合は、手直しを完了しなければ部分払の対象とできないものとする。

附 則

この技術基準は、平成20年6月2日から適用する。

第13 書類限定検査の実施の標準化について

事務連絡
令和6年4月1日

各開発建設部技術検査官 殿

工事評価管理官

書類限定検査の実施の標準化について

このことについて、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長より『書類限定検査の実施の標準化 実施要領』が作成され通知されたところ。

北海道開発局発注工事の運用にあたって、別紙のとおり文言の一部読替を行い、『書類限定検査の実施の標準化 実施要領（北海道開発局運用）』を別添のとおり作成したので通知する。

なお、「書類限定検査の実施の標準化について」（令和6年2月19日付け事務連絡）は廃止する。

（発議 工事管理課 技術調整第1係）

書類限定検査の実施の標準化 実施要領（北海道開発局運用）

1. 目的

「書類限定検査の実施の標準化について」は、検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図るものである。

2. 対象工事

対象工事は北海道開発局において実施する全ての工事（営繕工事を除く）について、実施するものとする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施内容

(1) 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（北海道開発局請負工事成績評定実施要領の運用について別紙－5①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ①検査（完成・中間）については、書類限定検査の実施を標準とし、特記仕様書、打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。
- ②これによりがたい場合は、検査通知前までに、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

【特記仕様書、打合せ簿（指示）記載例】

1. 書類限定検査の実施

技術検査官による検査については、下記の10書類に検査時の資料を限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

2. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 1 4 工事完成検査等による修補の取扱いについて

平成 8 年 4 月 1 日 事務連絡
最終改正 平成 22 年 11 月 30 日 事務連絡
営繕部 営繕管理課長
官房工事管理課長から各地方部局次長（総務担当）あて
（開土研総務部長、建機総務課長）

このことについて、今後工事完成検査等による修補の取扱いについては、下記によることとされた
い。

なお、平成 7 年 4 月 3 日付け工事管理課長事務連絡は廃止する。

記

- 1 検査職員は、工事の完成を確認するための検査（既済部分検査の完済部分を含む）の結果、修補の必要があると認められた場合には、修補の対象となる工種、範囲及び期間等を「修補指示書」（別記様式）により受注者に指示するものとする。
- 2 検査職員は、受注者から「修補完了届」（工事請負契約の標準様式集様式第 29 号）【編注：現在の「修補完了通知書」（工事請負契約の標準様式集様式第 25 号）に当たる。以下同じ。】を受理したときは、修補の完了検査を行い「工事完成検査調書」（北海道開発局請負工事検査規程様式第 2 号）を作成し、契約担当官等へ提出すること。また、修補の完了確認の結果不合格の場合は「工事検査調書」（北海道開発局請負工事検査規程様式第 5 号）を作成し、あらためて、受注者に対して「修補指示書」により修補の指示を行うものとする。
- 3 検査職員から、「工事検査調書」により不合格と認定され修補を命じられた場合による遅延賠償については、以下のとおり取扱うものとする。
 - (1) 修補完了検査（合格）が工期内の場合については、検査期間及び修補期間とも遅延賠償の算定の対象とはならない。また、「修補完了届」が履行期限内に提出され、修補完了検査（合格）が履行期限をこえた場合であっても遅延賠償の算定の期間には算入しない。

例

イ

1. 14		1. 20		1. 27		1. 31
完 成 届	検 査 期 間	完 成 検 査	修 補 期 間	修 補 完 了 届	修 補 完 了 検 査 合 格	履 行 期 限
		不 合 格				

※ 上記の例の場合には、遅延賠償の対象とはならない。

ロ

1. 27		1. 31	2. 3		2. 13
完成届受理	検査期間	履行期限	完成検査 不合格	修補期間	修補完了届 修補完了検査合格

※ 上記の例の場合には、履行期限（1. 31）の翌日から修補完了検査（2. 13）までの日数から検査期間（完成届を受理した日（1. 27）から完成検査（2. 3）まで）（8日間）を控除した5日が遅延賠償の対象日数となる。

なお、受注者から「修補完了届」が提出された後、修補完了検査が遅れても、「修補完了届」を受理した日をもって修補の完成検査合格とみなす。

第15 北海道開発局土木設計業務等調査規程

平成17年7月11日 北開局工管第46-1号

最終改正 平成31年3月25日 北開局工管第278号

(総則)

第1条 北海道開発局の所掌する土木設計業務等の履行の調査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、北海道開発局会計事務取扱細則（昭和50年北開局会第1号）その他法令、通達に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(調査職員の任命)

第2条 契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、土木設計業務等ごとに調査職員任命書により調査職員の任命を行うものとする。

2 契約担当官等は、調査職員（規則第18条第1項に規定する監督職員（調査職員に読み替える。）をいう。以下同じ。）を任命したときは、調査職員任命通知書により受注者に通知するものとする。

(調査業務)

第3条 調査職員は、総括調査員、主任調査員及び調査員とし調査業務を行うものとする。

2 総括調査員とは、調査業務を総括し、次に掲げる調査業務を行う者をいう。

- (1) 北海道開発局土木設計業務等委託契約書案について（平成8年3月8日付け北開局工第134号。以下「業務等委託契約書」という。）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- (2) 業務等委託契約書、公示用設計書、図面及び仕様書（特記仕様書を含む。以下これらを「契約図書」という。）の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答で重要なものの処理
- (3) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で重要なものの処理
- (4) 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
- (5) 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
- (6) 主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務の掌理

3 主任調査員とは、次に掲げる調査業務を行う者をいう。

- (1) 契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答で重要なもの及び軽易なものを除くものの処理
- (2) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で重要なもの及び軽易なものを除くものの処理
- (3) 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なもの及び軽易なものを除くものの処理
- (4) 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査員に対する報告
- (5) 調査員の指揮監督及び調査業務の掌理

- 4 調査員とは、主任調査員を補助し、次に掲げる調査業務を行う者をいう。
- (1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議で軽易なもの処理
 - (2) 契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答で軽易なもの処理
 - (3) 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任調査員に対する報告
- 5 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、総括調査員又は調査員をそれぞれ置かないことができるものとし、総括調査員を置かない場合における主任調査員は、総括調査員の調査業務を、調査員を置かない場合における主任調査員は調査員の調査業務をそれぞれ併せて担当するものとする。

(調査職員の任命基準等)

第4条 総括調査員は、本局にあつては設計業務等を担当する課等の課長・課長補佐等、各開発建設部の本部担当課に係る設計業務等にあつては所掌する課の課長・課長補佐等とし、各開発建設部の当該設計業務等を所掌する事務所（北海道開発局組織規則（平成13年国土交通省令第22号）第99条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）にあつては事務所の長・副所長等、事業所等（北海道開発局開発建設部組織規則（平成13年1月6日北開局総第2号）第39条に規定する事業所、ダム管理所及び農業施設管理所をいう。以下同じ。）にあつては事業所等の長等とする。

2 主任調査員は、本局にあつては設計業務等を担当する課等の専門官・係長等、各開発建設部の本部担当課に係る設計業務等にあつては所掌する課の上席専門官・専門官・係長等とし、各開発建設部の当該設計業務等を所掌する事務所にあつては担当する専門官・係長等、事業所等にあつては事業所等の班長又は係長等とする。

なお、事務所又は事業所等の所掌する設計業務等にあつては、本部の者のうち調査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を任命することができるものとする。

3 調査員は、本局にあつては設計業務等を担当する課等の係長・開発専門職等、各開発建設部の本部担当課に係る設計業務等にあつては所掌する課等の専門官・係長・開発専門職等とし、各開発建設部の当該設計業務等を所掌する事務所にあつては担当する係長・開発専門職等、事業所等にあつては事業所等の係長・開発専門職等とする。

4 技術的条件及び設計業務等を所掌する組織における職員の配置状況により第2項、第3項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、調査を厳正かつ適確に行うことができると認められる者（以下「調査適任者」という。）を任命することができるものとする。

5 技術的条件を勘案し特に必要があると認められるときは、当該技術的条件に応じ、第3項の規定によるほか、第3項の規定にかかわらず、さらに、調査適任者を調査員に任命することができるものとする。

(調査の技術的基準)

第5条 調査職員が調査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

(総括調査員及び主任調査員の交替)

第6条 総括調査員及び主任調査員が交替するときは、前任者は、総括調査員及び主任調査員交替引継書を作成して、後任者との連署をもって契約担当官等に提出するものとする。

(調査完了報告)

第7条 調査職員は当該業務が完了検査に合格したときは、業務完了報告書を作成して、契約担当官等に提出するものとする。

(調査職員の解任)

第8条 調査職員は前条に規定する業務完了報告書の提出をもって解任される。

附 則〔平成27年4月1日北開局工管第325号〕

この基準は、平成27年4月1日以降に契約する業務から施行する。

附 則〔平成31年3月25日北開局工管第278号〕

この基準は、平成31年3月25日以降に契約する業務から施行する

第16 北海道開発局土木設計業務等調査技術基準（案）

平成17年7月11日 北開局工管第47-1号

最終改正 平成27年4月1日 北開局工管第327号

（目的）

第1条 この技術基準は、北海道開発局の所掌する土木工事に係る設計業務等の委託契約に関する調査に必要な技術的基準を定めることにより、調査の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 技術基準に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「調査」とは、契約図書に基づき契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- 2 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は、協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、主任調査員、調査員を総称していう。
- 3 「調査の方法」とは、調査行為（指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議、提出、把握、受理、確認、打合せ等）を総称していう。
 - (1) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - (2) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
 - (3) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - (4) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により同意することをいう。
 - (5) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
 - (6) 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
 - (7) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
 - (8) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (9) 「把握」とは、調査職員がその内容について契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
 - (10) 「受理」とは、調査職員が提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
 - (11) 「確認」とは、調査職員が受注者に対し、業務遂行上必要な事項を把握し認めることをいう。
 - (12) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

（調査の実施）

第3条 調査職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ調査を実施するものとする。
なお、関連図書及び条項の欄で「契」とは契約書を示し、「共仕」とは「設計業務等共通仕様書」を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
1-(1) 契約図書内容の把握	契約図書その他の履行上必要な項目について把握する。	
1-(2) 管理技術者の確認	受注者から通知された管理技術者について確認する。	契 第9条 共仕第1106条
1-(3) 照査技術者の確認	契約図書において照査を定める場合、受注者から通知された照査技術者について確認するとともに、必要に応じて照査を行う業務の節目について指示する。	契 第10条 共仕第1107条
1-(4) 担当技術者届の受理	業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、受注者から提出された担当技術者届を受理する。	共仕第1108条
1-(5) 提出書類の確認	受注者から提出された業務カルテ、及び関係書類について確認する。また、必要により契約担当官等へ報告する。	契 第14条 共仕第1109条 共仕第1132条
1-(6) 業務工程表の受理	契約図書に基づき作成された業務工程表を受理する。	契 第3条 契 第14条
2. 業務の履行状況の確認等		
2-(1) 業務の履行状況の把握	受注者からの再委託等に関する申請及び通知の有無を確認すると共に、必要に応じて打ち合わせ等を行い、業務の履行状況について把握する。なお、打合せを実施した場合は、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認する。	契 第6条 契 第14条 共仕第1110条 共仕第1127条 共仕第1132条
2-(2) 業務計画書の把握	受注者から提出された業務計画書により、業務計画の概要を把握する。	共仕第1111条
2-(3) 貸与品等の確認、引渡し	契約図書等に定められた貸与品等については、その品名、数量等を確認し、引渡しを行う。返還があった場合も同様とする。	契 第15条 共仕第1112条
2-(4) 契約図書に基づく指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等	業務を適性かつ円滑に実施するため、契約図書に示された指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等を書面により適切に行うものとする。	契 第2条 契 第8条 共仕第1105条 共仕第1207条 共仕第1208条 共仕第1209条
2-(5) 関係機関等との協議・調整等	業務に関して、関係機関等との協議・調整等における必要な措置を行う。	契 第11条 契 第12条 共仕第1113条 共仕第1114条 共仕第1115条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
2-(6) 業務内容の修補請求	業務の内容が契約図書又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者の協議の内容に適合しない事実を発見した場合で、必要であると認められるときは、修補の請求を行う。	契 第16条 共仕第1119条
2-(7) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第17条の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により業務内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契 第17条 共仕第1120条 契 第17条 共仕第1120条
2-(8) 設計図書等の変更	契約書第17条、第18条、第20条及び第29条の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、設計図書等を変更する。	契 第18条 共仕第1121条
2-(9) 履行期間の変更	契約書第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定に基づく履行期間の変更を行う。	契 第23条 共仕第1122条
2-(10) 業務委託料の変更	契約書第17条、第18条、第19条及び第20条の規定に基づく業務委託料の変更を行う。	契 第24条
2-(11) 契約担当官等への報告		
・管理技術者等に関する措置請求	管理技術者、照査技術者、担当技術者、使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約担当官等に対して措置請求を行う。	契 第13条
・業務の中止の検討及び報告	業務の全部又は一部を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。	契 第19条 共仕第1123条
・一般的な成果物の損害の調査及び報告	成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。	契 第26条 共仕第1124条 共仕第1125条
・第三者に及ぼした被害の調査及び報告	業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。	契 第27条 共仕第1124条 共仕第1125条
・不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、調査目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。	契 第28条
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第28条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<ul style="list-style-type: none"> ・引渡し前における成果物の使用を行う場合の確認及び報告 	<p>引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合の成果物の状況を確認し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第32条 共仕第1126条</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・契約解除に関する必要事項の作成及び措置請求又は報告 	<p>① 契約書第41条第1項及び第42条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合において、既履行部分の調査及び既履行部分に相当する契約金額の事前協議を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第41条 契 第42条 契 第43条 契 第44条</p>
<p>2-(12) 臨機の措置</p>	<p>災害防止等のため特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第25条 共仕第1131条</p>
<p>3. その他</p>		
<p>3-(1) 業務成果の確認</p>	<p>受注者より提出された業務成果について確認する</p>	
<p>3-(2) 業務成績の評定</p>	<p>総括調査員、主任調査員は、業務完了のとき北海道開発局委託業務成績評定要領に基づき業務成績の評定を行う。</p>	
<p>3-(3) 検査日の通知</p>	<p>完了検査等に先立ち、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。</p>	<p>契 第30条 共仕第1118条</p>
<p>3-(4) 完了検査等の立会</p>	<p>原則として、調査職員及び管理技術者は業務の完了検査等の立会を行う。</p>	<p>共仕第1118条</p>

附 則 [平成27年4月1日北開局工管第327号]
この基準は、平成27年4月1日以降に契約する業務から施行する。

第17 北海道開発局土木設計業務等検査規程

平成17年7月11日 北開局工管第46-2号
最終改正 平成27年4月1日 北開局工管第326号

(総則)

第1条 北海道開発局の所掌する土木設計業務等の履行の検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、北海道開発局会計事務取扱細則（昭和50年北開局会第1号）その他法令、通達に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 設計業務等の完了を確認するための検査
- (2) 既済部分検査 設計業務等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、設計業務等の既済部分（性質上可分の設計業務等の完済部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

(検査の体制)

第3条 検査は、原則として、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）が締結した設計業務等の委託契約（以下「本官契約」という。）にあっては当該本官以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が、分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官（以下「分任官」という。）が締結した設計業務等の委託契約（以下「分任官契約」という。）にあっては、分任官自ら行うものとする。

(検査職員の任命基準等)

第4条 検査職員は、本局にあっては業務の所掌課の課長・課長補佐等、各開発建設部の本部担当課に係る業務にあっては、所掌課の課長又は課長補佐等を任命するものとし、事務所又は事業所にあっては所長・副所長等を任命するものとする。

- 2 検査が特別の技術を要するものであるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときその他前条及び前項に定める者により検査を行うことが困難又は不相当と認められる特別な理由があるときは、それらの者以外の検査職員により検査を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により検査を行うときは、検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を検査職員に任命するものとする。
- 4 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を設計業務等の分野等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

(検査職員の任命)

第5条 検査職員の任命は、契約担当官等（第3条に規定する本官及び分任官をいう。以下同じ。）が検査ごとに検査職員任命書により行うものとする。

(調査の職務と検査の職務の兼職)

第6条 令101条の7に規定する特別な必要がある場合に準じ、検査職員及び調査職員の職務を兼ねることができる場合は、次の各号に該当する検査を行う場合とする。

- (1) 検査を行うために特別の技術を要するため、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 工事予定地等において行われる調査業務が含まれる場合において、検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う調査現場への交通が著しく困難であるため、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第7条 検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査調書)

第8条 検査職員が次の各号に掲げる検査を実施したときは、それぞれ当該各号に掲げる検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

- (1) 完了検査 業務完了検査調書
 - (2) 既済部分検査 業務一部完了検査調書
- 2 検査職員は検査を行った結果、給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないことを確認したときは、業務検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

附 則〔平成27年4月1日北開局工管第326号〕

この基準は、平成27年4月1日以降に契約する業務から施行する。

第18 北海道開発局土木設計業務等検査技術基準（案）

平成17年7月11日 北開局工管第47-2号
最終改正 平成21年6月22日 北開局工管第79-1号

（目的）

第1条 この技術基準は、北海道開発局の所掌する設計業務等の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、業務の成果品を対象として、契約図書に基づき、業務の遂行に求められる専門技術力、コミュニケーション力及び業務の成果品の品質について適否の判断を行うものとする。

（専門技術力の検査）

第3条 専門技術力の検査は、打合せ協議、検討項目・検討手法、発揮した技術力等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（コミュニケーション力の検査）

第4条 コミュニケーション力の検査は、打合せ協議、説明内容、プレゼンテーション等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（成果品の品質の検査）

第5条 成果品の検査は、目的の達成度、取りまとめの的確性、ミスの有無等と契約図書とを対比し行うものとする。

（業務成績の評定）

第6条 検査によりその完成を確認した設計等成果のうち、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託業務については、北海道開発局委託業務成績評定要領により業務ごとに設計等成果及び当該する技術者について評定を行うものとする。

（修補の指示）

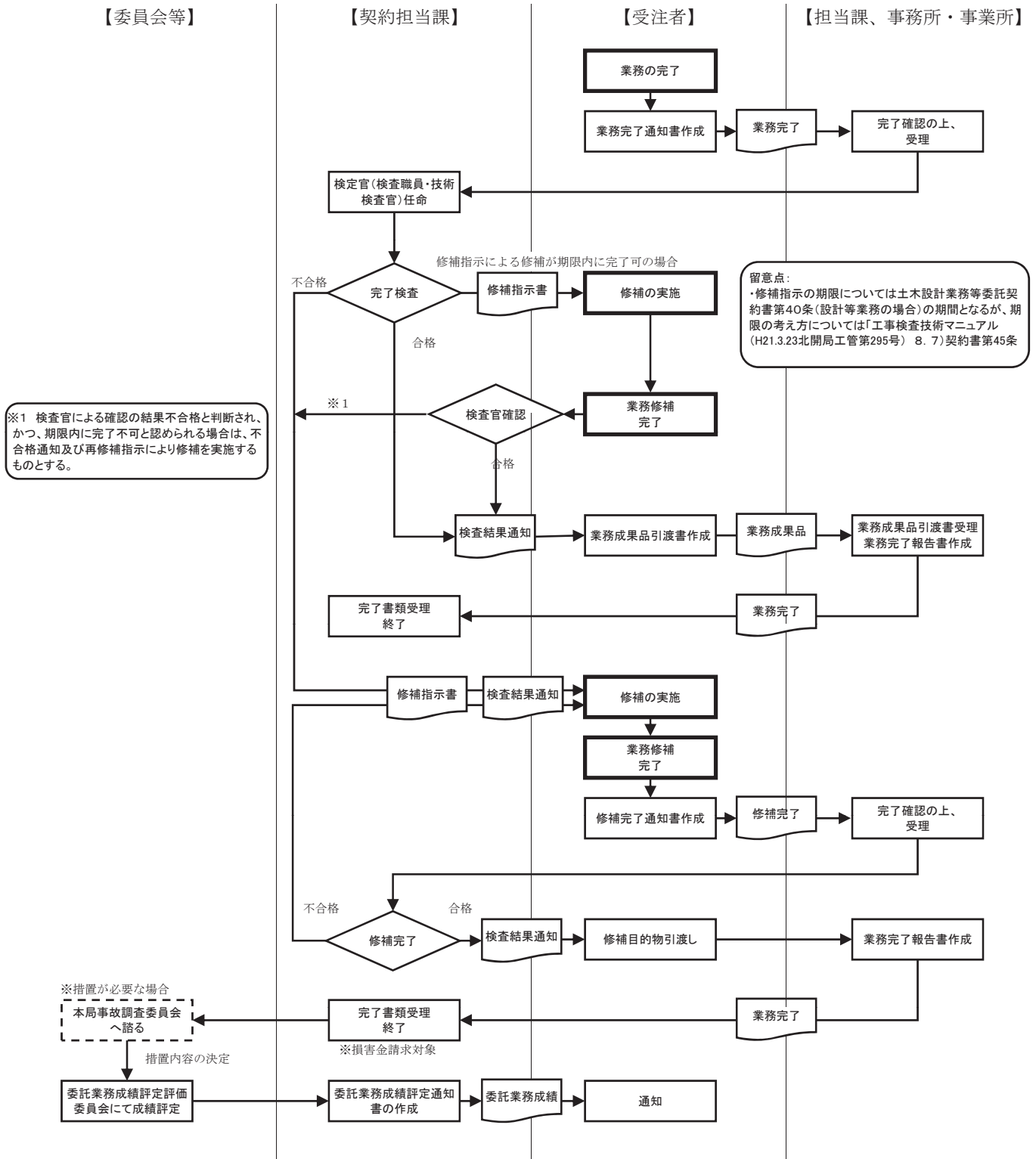
第7条 設計業務等の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

第 19 建設コンサルタント業務等の修補における事務手続きについて

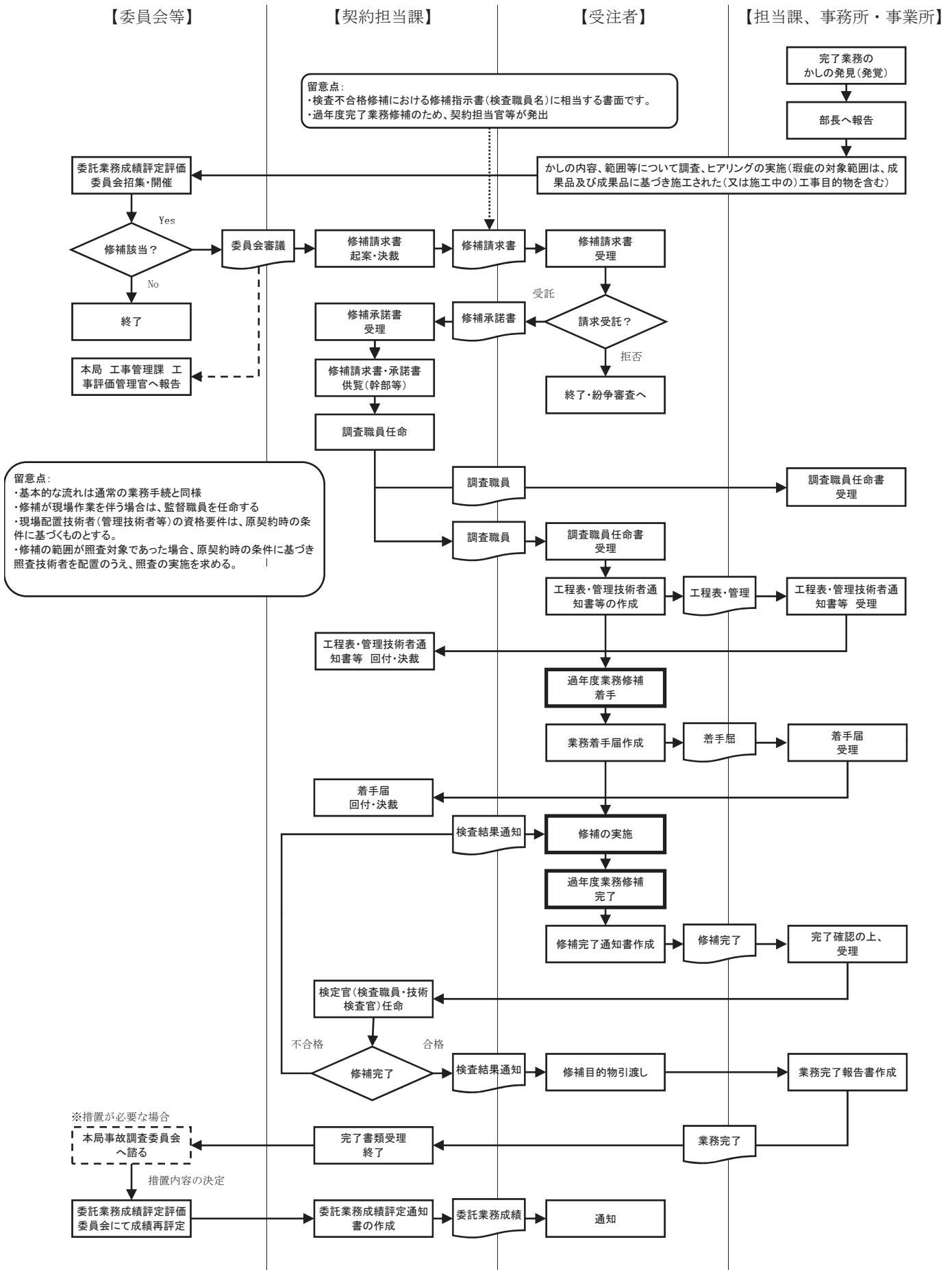
平成 22 年 4 月 19 日 事務連絡
工事評価管理官から 本局関係各課課長補佐
各開発建設部技術管理官 あて

このことについて、別紙のとおりとりまとめたので通知する。

別紙1. 業務完了検査時における修補指示の事務手続フロー



別紙2. 業務成果品引渡後における修補請求の事務手続について



第20 工事の監督の実施に当たっての留意事項について

平成17年 4月15日 北開局工管第 13号
最終改正 平成24年 7月 2日 北開局工管第 67号
事業振興部長から各開発建設部長

北海道開発局の所掌する工事の監督を行うに当たり、「工事の監督の実施に当たっての留意事項について」（平成17年4月15日付け北開局工管第13号）を通知したところであるが、近年の工事受注者アンケートの結果や施工効率向上プロジェクトの推進を反映させるため、工事円滑化会議、設計変更確認会議及び主任監督員による監督員の業務内容の把握等に関する項目を追加したので十分留意の上、工事の監督を実施されるよう努められたい。

記

1 主任監督員による工事の履行の十分な把握

主任監督員は、自らが現場に足を運ぶ、定期的に課内等会議を実施することなどにより、工事施工状況の確認及び把握等を十分に行之、受注者に対する必要な指示が遅れることのないように努めること。

2 総括監督員による工事の把握

総括監督員は、次に例示する方法などにより、工事の課題等の把握に努め、主任監督員、監督員への適切な指導等を行うこと。

- (1) 定期的な所内の課長等会議の実施
- (2) 受注者からの相談ルートの開拓
- (3) 工事安全協議会などを活用した総括監督員自らが現場代理人等の話を聞く場の設置

3 設計図書の条件明示について

工事の発注に当たっては、従来通り、十分な条件明示を行うよう努めることとし、また、契約後においても、現場着手前に受注者（現場代理人、代表者等）と監督員（総括・主任を含む）による工事円滑化会議を適宜行之、現場との整合を確認すること。また、必要に応じて設計担当コンサルタントを交えた技術調整会議を行うこと。

4 設計変更の確認について

工事竣工前に設計変更内容、技術提案の履行、工事書類（書類リストの内容、提出方法、検査方法等）について確認するため、受注者（現場代理人、代表者等）と監督員等（総括・主任を含む、必要に応じて本部担当課）による、設計変更確認会議を適宜行うこと。

5 改善状況の把握について

- (1) 各開発建設部における把握

各開発建設部においては、課所長会議等を活用して、改善の状況を把握するほか、管内の関係業界団体との意見交換を行うなどして状況の把握に努めること。

(2) 全道の状況の把握について

ア 各部門・各開発建設部の実施事例のまとめ

全道的な実施事例については、技術管理課においてとりまとめを行い、情報共有を図る。

イ 改善状況の追跡について

関係業界団体に対するアンケートによって改善状況の追跡を行う。

6 主任監督員による監督員の業務内容の把握等

主任監督員は、各監督員の業務内容の把握に努めること。また、立会や確認等で監督員が現場に臨場する際には、極力複数で行動させるものとするが、やむを得ない場合は監督員の行動予定を報告させ、適正な監督が行われるように把握、指導を行うこと。

第 2 1 公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について

平成 1 5 年 9 月 2 6 日 事務連絡
最終改正 平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日 事務連絡
工事管理課長、技術管理課長
から各開発建設部次長（技術
（調整）管理官経由）あて

公共工事の品質確保は極めて重要であり、これまでも様々な方策に取り組んできたところである。その一環として、低入札価格調査制度調査対象工事については、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成 6 年 3 月 30 日付け建設省厚発第 126 号、建設省技調発第 7 2 号、建設省営監発第 13 号。以下「通達」という。）により、重点的な監督業務の実施等によりその品質確保に努めてきたところである。

今般、調査基準価格を上回る価格をもって申し込んだ者と契約した工事であっても、下記の基準を下回る価格をもって申し込んだ者と契約した工事については、当面の間、重点的な監督業務の実施（「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成 13 年 4 月 1 日北開局工管第 9 号） 2. 監督体制の強化等（3）重点的な監督業務の実施による）を試行することとしたので、遺憾のないように措置されたい。

記

1 重点的な監督業務を実施する基準の額について

重点的な監督業務を実施する基準の額（以下「監督強化価格」という）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費相当額に 4 分の 3 を乗じて得た額

ただし、監督強化価格を予定価格で除して得た割合が 10 分の 8.5 を超える場合は、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を監督強化価格とする。

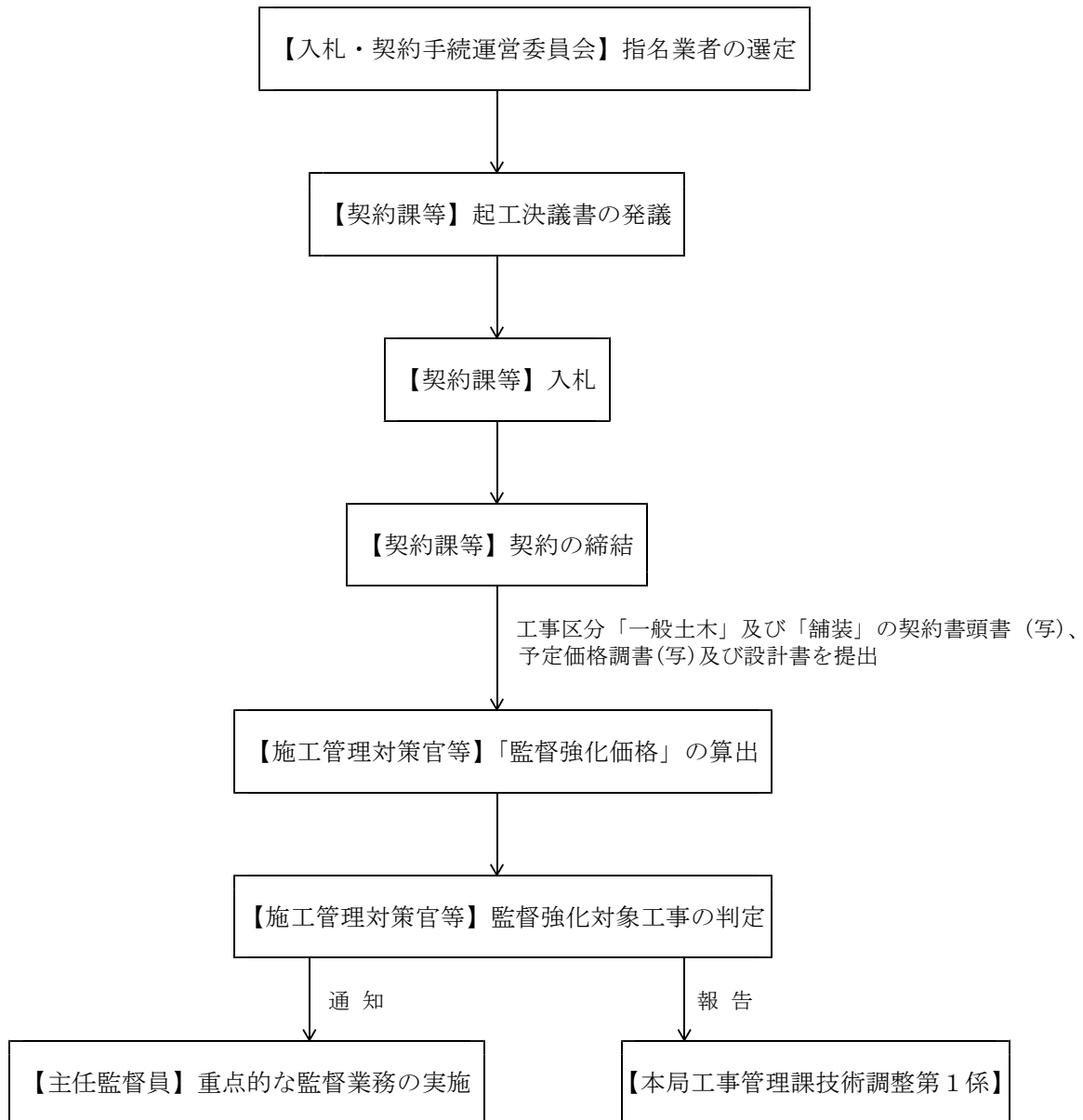
2 対象工事

工事工種が一般土木工事、アスファルト舗装工事であって、予定価格が 1,000 万円を超える工事とする。

附則

この通達は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日以降に契約を行う工事について適用する。

公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施フロー



第22 「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」における監督・検査の強化について

平成19年10月31日 事務連絡
最終改正 平成22年11月30日 事務連絡
工事管理課長から各開発建設
部技術(調整)管理官あて

このことについては、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成18年5月31日北開局工管第30号)の一部が改正されたのを踏まえ、「監督・検査等の強化に関する具体的取扱い」(平成19年10月31日事務連絡)について、別紙のとおり改正したので、遺漏のないよう措置されたい。

(別紙)

監督・検査等の強化に関する具体的取扱い

1 対象工事

原則として、予定価格が1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事全てを対象とする。

なお、モニターカメラについては、現地の状況等により設置が困難な場合及び設置しても施工状況の把握が困難な場合は対象外とするが、判断にあたっては工事管理課と協議されたい。

2 実施内容

(1) モニターカメラの設置について

ア 目的

モニターカメラは、低入札価格調査制度調査対象工事の監督業務における工事現場の施工状況の把握を補助することを目的として設置する。

イ モニターカメラの設置主体

モニターカメラの設置については、監督業務の補助的な利用の観点から、発注者の費用負担により設置・運用することとする。ただし、技術提案等で当初からモニターカメラの設置が予定されている工事及び既設のモニターカメラ等(管理用CCTV含む)により、通達の趣旨に合致した機能を代用出来るものについては、新たに設置する必要はない。

設置方法は、モニターカメラ及びモニター全てをリースによることを基本とし、別途契約、または、当該工事において変更契約で追加するものとする。

なお、各事務所等における資機材の在庫や情報ネットワークの状況などを踏まえ、各工事で適切な契約方法を検討するものとする。

ウ モニターカメラの設置及び運用方法

カメラの設置については工事全体の施工状況が把握できるように設置場所及び台数を検討の上、設置すること。その際、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れのないように配慮すること。

モニターカメラの操作は監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は工事の作業時間内とする。

エ モニターカメラの仕様

モニターカメラの仕様としては、汎用品として以下の仕様を参考とされたい。

- ・モニターカメラの画素数は、30万画素程度以上とする。
- ・ズーム機能は、最大10倍程度以上とする。
- ・パン・チルト（水平・垂直首振り）機能は、可能なものとする。
- ・録画機能は、モニター側で録画出来るものとする。
- ・モニターカメラのズーム機能やパン・チルト機能は、パソコンにおける画像確認者から操作が可能なものとする。

オ 画像の録画

監督職員の確認頻度は随意とし、確認した画像は基本的に録画しておくこととする。ただし、メモリーの容量等を勘案し、必ずしも確認した画像全てを録画しなくても確認した画像の内容が把握できるよう、確認中の部分録画（10秒程度）とする。

(2) 不可視部分に関する出来高管理について

ア 目的

発注者があらかじめ定める不可視部分に係る出来高管理について、ビデオカメラにより撮影を行うことにより、適切な施工管理が行われていることを発注者として把握することを目的とする。

イ 不可視部分として撮影する対象

写真管理基準で規定する「出来形管理写真撮影箇所一覧表」に記載する撮影項目、撮影頻度で行う。ただし、営繕工事は「工事写真の撮り方」による。

また、ビデオによる出来形記録を撮影した場合は、重複する写真の撮影は不要とするが、提出頻度に規定している数量の写真は撮影を行い提出するものとする。

なお、録画したビデオの提出は、撮影した全数を提出するものとし、録画内容の編集は行わないものとする

ウ 撮影内容

映像については、確実に不可視部分が設計図どおりに施工されているか確認できるように撮影する。

エ 黒板の取扱い

黒板には、写真管理基準における小黒板の記載に準ずる内容を記載することとし、必ず撮影冒頭に5秒程度黒板の映像を入れることとする。

オ ビデオの撮影時間

不可視部分のビデオ撮影時間については、出来形の管理が確認できるための時間分を撮影されていればよいものとする。

カ 映像の取扱い

監督職員は、受注者から提出された映像について、所定の出来形を満足されているかを写真管理基準の撮影頻度を参考に確認するものとする。

キ 提出する媒体について

ビデオの媒体は、CD、DVD等汎用されているものを用いるものとする。

ク 撮影費用

ビデオ撮影に要する費用は、現場管理費率に含まれるものとする。

ケ 受注者への指示

監督職員は、2 (2)のイからクまでの内容について、受注者に指示すること。

3 入札参加者への周知方法

記2の措置について、次の内容を入札説明書及び特記仕様書に記載することで、入札参加者へ周知を図ることとする。

(入札説明書及び特記仕様書記載例)

〇〇 低入札価格調査制度対象工事における検査・監督等の強化

本工事を予算決済及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格をもって契約する場合には、重点的に監督・検査等の強化を行うこととし、その具体的事項は、次のとおりである。

- (1) 発注者の監督業務において、工事現場の施工状況を把握するため、発注者の負担により工事現場にモニターカメラを設置することがある。
- (2) 不可視部分の出来形管理について、受注者はビデオ撮影を行い、検査時等において発注者に提出しなければならない。

なお、撮影対象及び頻度等については、監督職員の指示によるものとする。

4 適用時期

この取扱いについては、平成20年10月4日以降に入札手続を開始する工事から適用するものとする。

第23 施工者と契約した第三者による品質証明の試行について

北開局工管第56号

令和5年6月1日

各開発建設部長 殿

事業振興部長

(公印省略)

施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について

このことについて、工事における品質確保体制の強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図るため、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」(平成25年3月14日付け北開局工管第268号)に基づき、施工者と契約した第三者が施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認する試行に取り組んできたところであるが、今般、大臣官房会計課長ほか所管課長から、試行の延長について別紙のとおり通知があったので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。

(発議 工事管理課 技術調整第1係)

国地契第73号
国官技第245号
国北予第46-2号
平成25年2月28日

国会公契第11号
国官技第64号
国北予第7号
令和5年6月1日

最終改正

各地方整備局総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房
 会計課長
 技術調査課長
北海道局
 予算課長

施工者と契約した第三者による品質証明の試行について

工事の品質を確保するためには、施工プロセスを確認することが重要であることから、発注者及び施工者はそのための体制を整備する必要がある。

このため、発注者における品質確保体制の強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図ることを目的に、検査職員が行う検査を補助する者として、品質検査員が施工プロセス検査業務を実施する「施工プロセスを通じた検査」の試行に取り組んできたところである。

今般、施工者と契約した第三者が施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認することにより、施工者における品質確保体制の強化を図り、出来高に応じた円滑な支払いを促進するための当面の試行として、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）の一部において、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行工事を実施することとしたので、会計法令等の他、別添の実施要領に定めるところに従い適切に実施されたい。なお、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）について、北海道開発局においても適用するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年3月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 この通知による試行は、当分の間、継続する。

施工者と契約した第三者による品質証明 実施要領

第1 目的

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを促進することを目的とする。

第2 試行対象工事

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事については、工期が180日を超える工事のうち、次に掲げるものの中から、地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が選定するものとする。

- ①一般土木工事（北海道開発局にあつては、一般土木。A、B、Cランク工事。）
- ②プレストレスト・コンクリート工事（北海道開発局にあつては、PSコンクリート）
- ③アスファルト舗装工事（北海道開発局にあつては、舗装。A、Bランク工事。）
- ④その他、当該工事に係る事務を所掌する地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が必要と認める工事

第3 定義

（施工者と契約した第三者による品質証明）

1. 施工者と契約した第三者による品質証明とは、施工者と品質証明業務に係る契約を締結した、発注者及び施工者以外の第三者である品質証明者が、工事の施工プロセス全体を通じて品質証明業務を実施し、提出された品質証明結果を発注者が監督及び検査に反映することをいう。

（品質証明）

2. 品質証明とは、品質証明者が当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、その結果を品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）等により品質証明結果としてとりまとめる行為をいう。

（品質証明業務）

3. 品質証明業務とは、前項の品質証明を実施し、品質証明結果を一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に書面をもって提出する業務をいう。

（施工者）

4. 施工者とは、当該工事の受注者をいう。

(品質証明者)

5. 品質証明者とは、一定の資格及び実務経験を有し、施工者と品質証明業務について契約した組織又は個人で、以下の要件に該当しないものをいう。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」ことの具体的内容については、特記仕様書において明示する。

(総括検査職員)

6. 総括検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、技術検査及び完成検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

(主任検査職員)

7. 主任検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、既済部分検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

第4 施工者と品質証明者との契約

(品質証明者の選定)

1. 試行工事における品質証明者の選定方法は、一定の資格及び実務経験を有する者として発注者が示した者の中から施工者が選定する方法又は一定の資格及び実務経験を有する者を施工者が選定し、発注者の確認を得る方法によるものとする。

(施工者と品質証明者との契約内容)

2. 施工者と品質証明者との契約については、以下の内容を含めた契約を行うものとする。
 - ①本実施要領及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づく品質証明業務の実施
 - ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
 - ③品質証明の期間
 - ④契約金額(品質証明者との契約書の写し等の提出)
3. 施工者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに前項の契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面を発注者（監督職員）に提出するものとする。

第5 品質証明者が行う品質証明業務

(品質証明業務の内容)

1. 品質証明者は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について、臨場により確認を行うものとする。
2. 品質証明者は、前項の結果をチェックシート等にとりまとめて品質証明結果とし、一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出するものとする。
(契約図書との不適合に関する対応)
3. 品質証明者は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出するものとする。
4. 監督職員は、前項の提出を受けた場合、その内容を確認し、施工者に必要な指示を行うものとする。

第6 品質証明業務に係わる監督職員の業務

(土木工事監督技術基準（案）に定める事項の取扱い)

1. 監督職員は、第5第2項の提出の受理をもって、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け建設省技調発第345号）第3条の表に規定する2. 施工状況の確認等（2）指定材料の確認、（3）工事施工の立会い及び（4）工事施工状況の確認（段階確認）を実施したものとする。ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。
2. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準（案）第3条の表に規定する1. 契約の履行の確保（5）条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとする。
3. 監督職員は、完成検査時及び既済部分検査時に品質証明者から提出されたチェックシート等を検査職員に提示するものとする。

第7 契約図書の変更に関する通知

(契約図書の変更に関する通知)

1. 施工者は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知するものとする。
2. 品質証明者は、前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

第8 検査を実施する者

(給付の検査を実施する者)

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第15の規定により任命されるものであるが、同第15第2項の検査適任者が検査職員に任命される場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所等の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、給付の完了の確認をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して給付の検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に給付の検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う給付の検査については総括検査職員を、また、技術検査と併せて行わない給付の検査については主任検査職員をそれぞれ任命し実施することができるものとする。

第9 検査の実施

(給付の検査の実施)

1. 検査職員は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」（平成18年4月3日付け国官技第1-3号）別紙「既済部分検査技術基準（案）」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を不要とし、品質証明結果に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

(技術検査の実施)

3. 「地方整備局工事技術検査要領について」（昭和42年3月30日付け建設省官技第13号）別添「地方整備局工事技術検査要領」第4に規定する技術検査官（第8第2項の規定により任命された総括検査職員を含む。）は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて技術検査を行うものとする。

第10 出来高部分払方式の実施

(前払金)

1. 試行工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）別添「出来高

部分払方式実施要領」に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊「工事請負契約書」第35条の前払金の支払いについては、出来高部分払方式実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

（部分払の回数）

2. 試行工事については、施工者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、出来高部分払方式実施要領4 2) ②及び③中「工期／90（端数切捨てとする。）」とあるのは「工期／60（端数切捨てとする。）」と、同4 2) ③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

技 術 管 理 官 殿

工事管理課 工事評価管理官
技術管理課 技術管理企画官

施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）
の改定について

このことについて、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長から別紙（写し）（令和3年3月24日付け国官技第23号。）のとおり通知があったので、「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という）を改定する。

なお、当局においては、ガイドライン（案）に記載されている通達等について別添のとおり読み替えることとし、改定後のガイドライン（案）は、令和3年4月1日以降に適用する。

（発議 工事管理課技術調整第1係、技術管理課基準第1係）

国技建管第23号
令和3年3月24日

各地方整備局企画部 総括技術検査官 殿
工事品質調整官 殿
北海道開発局事業振興部工事管理課 工事評価管理官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）
の改定について

施工者と契約した第三者による品質証明の試行については、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和3年3月24日付け、国地契第46号、国官技第316号、国北予第63号）を通知しているところであるが、別紙のとおり「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」を改定したので通知する。

なお、本通知は、令和3年4月1日以降に適用する。

別紙

施工者と契約した第三者による品質証明業務
運用ガイドライン（案）

国土交通省
大臣官房技術調査課

令和3年3月

目次

-本編-

1. 目的	1
2. 試行対象工事.....	4
3. 定義	7
4. 施工者と品質証明者との契約	8
4-1. 品質証明者の選定.....	8
4-2. 施工者と品質証明者との契約内容	10
4-3. 品質証明者との契約書類等の提出	10
5. 品質証明者が行う品質証明業務.....	11
5-1. 品質証明業務の内容	11
5-2. 契約図書との不適合に関する対応	14
6. 品質証明業務に係わる監督職員の業務.....	15
7. 契約図書の変更に関する通知	16
8. 検査を実施する者	16
9. 検査の実施	17
9-1. 給付の検査の実施.....	17
9-2. 技術検査の実施	21
10. 出来高部分払方式の実施.....	21
10-1. 前払金	21
10-2. 部分払の回数	21
11. 関係通達等.....	22
12. 入札公告の記載例等	22

様式1	品質証明者契約内容提出書
様式2-1	品質証明チェックシート（実施状況）
様式2-2	品質証明チェックシート（品質）
様式2-3	品質証明チェックシート（出来形）
様式3-1	品質証明書（監督職員への提出用）
様式3-2	品質証明書（施工者への提出用）
参考様式	品質証明者確認願

-資料編-

資料1	入札公告・入札説明書等記載例
資料2	特記仕様書記載例
資料3	施工者が品質証明者に求める業務内容

1. 目的

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを促進することを目的とする。

(1) 品質証明業務の概要

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について品質証明を行い、これを監督・検査に反映させるものである。

図1に、品質証明業務における施工者、品質証明者、監督職員、検査職員の連絡体制を示す。

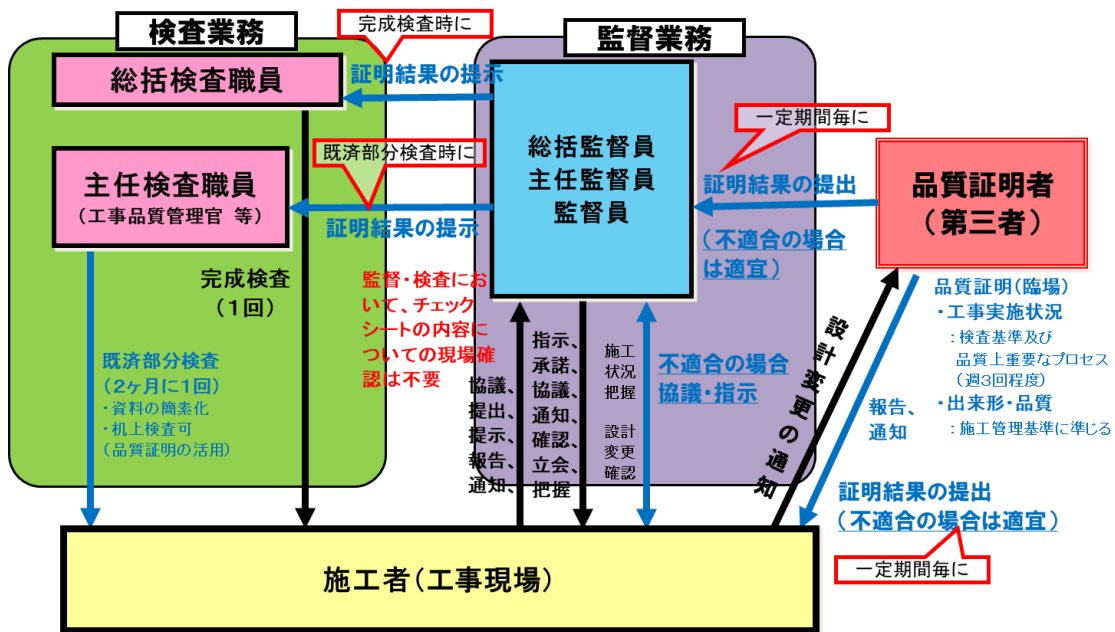


図 1 施工者と契約した第三者による品質証明における監督・検査業務の流れ (総括検査職員、主任検査職員を任命する場合)

図1に基づく、工事書類の処理の流れは図2のとおりである。

なお、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、監督職員による「段階確認」、「指定材料確認」、「設計図書の規定による立会い」が不要となる。これらの項目については品質証明者がチェックシートにより確認し、現場代理人及び監督職員へ提出することから、施工者は、監督職員への「段階確認願」、「材料確認願」、「確認・立会願」、「設計図書に品質証明対象工事と明示された場合に施工者が選任する品質証明員（社内検査員）による品質証明書（第三者が実施した内容と重複する部分）」の提出は不要となる。

品質証明者は、工程調整会議等で立会の時期を把握し、適切な時期に臨場して確認を行う。なお、施工者は、品質証明者が立会い予定の事前把握ができるよう、メールやFAX、ASP等を活用し、進捗状況の共有に努める

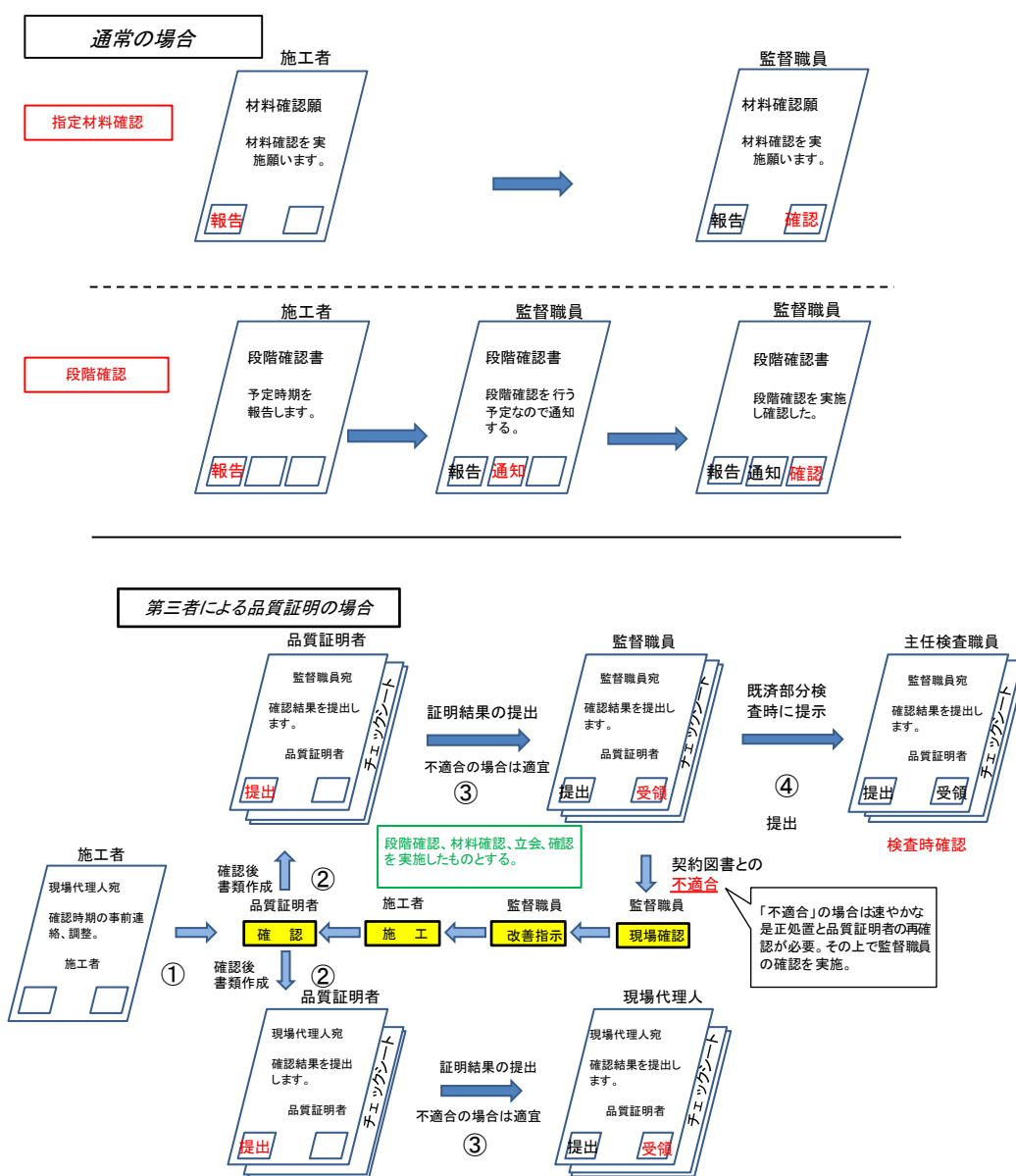


図2 工事書類の処理の流れ (イメージ)

(2) 期待する効果

① 工事目的物の品質確保

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、品質証明者が工事実施状況等について従来よりも高い頻度で確認を行い（品質証明業務）、工事目的物の品質確保を図る。また、品質証明者は原則として施工者と事前に臨場について日程調整を行い現場の確認を行う。

② 監督・検査業務の効率化

監督職員による工事施工状況の確認（段階確認）等の臨場による確認業務は、品質証明者の品質証明結果の受理をもって実施したものとし、これを省略することで、監督業務の効率化を図る。

また、品質証明結果を監督職員が主任検査職員に提示することで、施工者から部分払請求があった際の既済部分検査事務手続の迅速化・簡素化を図る。完成検査及び中間技術検査においても、品質証明結果を活用することにより、検査職員の確認作業の効率化を図る。

監督職員は、品質証明者と同様の現地確認を原則行わないこと。

③ 出来高に応じた円滑な支払い

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、部分払請求の上限回数の割り増しに加え、既済部分検査事務手続を迅速化・簡素化し、部分払の支払い回数を増加させることにより施工者のキャッシュフローの改善を図る。

2. 試行対象工事

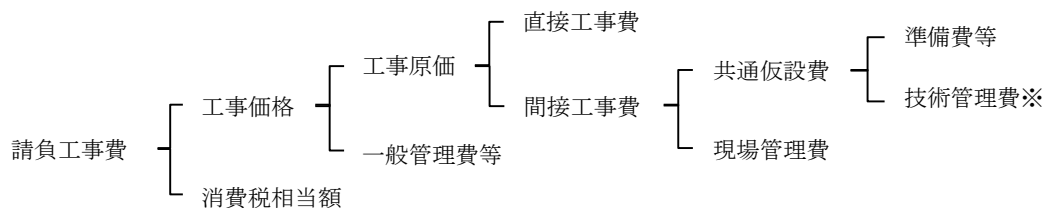
施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事については、工期が180日を超える工事のうち、次に掲げるものの中から、地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が選定するものとする。

- ①一般土木工事（北海道開発局にあつては、一般土木。A、B、Cランク工事。）
- ②プレストレスト・コンクリート工事（北海道開発局にあつては、PSコンクリート）
- ③アスファルト舗装工事（北海道開発局にあつては、舗装。A、Bランク工事。）
- ④その他、当該工事に係る事務を所掌する地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が必要と認める工事

（1）施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用の積算方法

① 積算計上項目

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用は、請負工事費における共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。



② 算出方法

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用は、以下により算出する。

（第三者による品質証明に係る費用）

$$= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

イ) 直接人件費

$$(\text{直接人件費}) = \{(\text{臨場日数}) + (\text{現場までの移動に係る日数})\} \times (\text{基準日額})$$

ロ) 直接経費

直接経費は、以下の項目について実費を積算し、必要に応じて次により精算する。

a 事務用品費

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

c 業務用自動車損料、運転費等

d 事務室損料

e 電算機使用料

f その他

a～eのほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

ハ) その他原価

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその原価の割合であり、25%とする。

ニ) 一般管理費等

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。
発注者支援業務積算基準を参考

なお、技術管理費への計上にあたっては、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。（管理費区分を「9」に設定する。）

1) 当初積算額

臨場は工期内に週3回行うものとし、1回あたりは0.5人日とする。

なお、歩掛（0.5人日）には臨場、資料作成、打合せが含まれるものとし、施工現場までの移動に係る日数は、当初積算額には計上しないものとする。

$$(\text{臨場日数}) = [(\text{工期 (日)} / 7 \text{日}) \times 3 \text{回} / \text{週} \times 0.5 \text{人日} / \text{回}]$$

2) 基準日額

品質証明者の基準日額は、設計業務委託等技術者における技師Bとする。

なお、設計業務委託等技術者単価には以下の費用が含まれている。

- ・基本給相当額
- ・諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ・賞与相当額
- ・事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

③ 精算方法

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用については、以下の項目について実績と実態に応じて精算を行うものとする。

1) 臨場日数

臨場日数及び現場までの移動に係る日数の実績に応じて精算を行う。但し、施工者の責めにより臨場日数が増加した場合は、精算の対象としない。

2) 旅費交通費

旅費交通費については、品質証明者が組織に属している場合、実態に応じて精算を行うものとする。

3) その他の費用

早出・残業、休日・夜間、検査への立会い等の費用について、実績に応じて直接人件費の精算を行う。

④ 条件明示

品質証明者の臨場日数については、特記仕様書に明示するものとする。

また、品質証明者の技術者単価（技師B）については、見積参考資料に示すものとする。

3. 定義

(施工者と契約した第三者による品質証明)

1. 施工者と契約した第三者による品質証明とは、施工者と品質証明業務に係る契約を締結した、発注者及び施工者以外の第三者である品質証明者が、工事の施工プロセス全体を通じて品質証明業務を実施し、提出された品質証明結果を発注者が監督及び検査に反映することをいう。

(品質証明)

2. 品質証明とは、品質証明者が当該工事の契約図書への適合状況を含む工事实施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、その結果を品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）等により品質証明結果としてとりまとめる行為をいう。

(品質証明業務)

3. 品質証明業務とは、前項の品質証明を実施し、品質証明結果を一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）をもって提出する業務をいう。

(施工者)

4. 施工者とは、当該工事の受注者をいう。

(品質証明者)

5. 品質証明者とは、一定の資格及び実務経験を有し、施工者と品質証明業務について契約した組織又は個人で、以下の要件に該当しないものをいう。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局長又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」ことの具体的内容については、特記仕様書において明示する。

(総括検査職員)

6. 総括検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、技術検査及び完成検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

(主任検査職員)

7. 主任検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、既済部分検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

施工者と契約した第三者による品質証明では、円滑な支払いの促進を目的の1つとしているため、給付の検査が従来より多くなる。そのため本官契約の工事において、給付の検査を工事品質管理官等の主任検査職員が実施することで、効率化を図ることができる。

4. 施工者と品質証明者との契約

4-1. 品質証明者の選定

(品質証明者の選定)

1. 試行対象工事における品質証明者の選定方法は、一定の資格及び実務経験を有する者として発注者が示した者の中から施工者が選定する方法又は一定の資格及び実務経験を有する者を施工者が選定し、発注者の確認を得る方法によるものとする。

品質証明者に求められる要素としては、工実施状況、出来形及び品質について適切に確認できるだけの技術的能力と、品質証明業務を中立的に公平・公正に行うことの担保が必要である。後者については、中立性を担保するために、地方整備局等が品質証明者の要件を示して公募によりリストを作成することとした。また、公募の場合は、施工者の工程管理に備えて休日・夜間や緊急の立会い等の要請に対応するために複数の品質証明者を登録することが望ましい。

品質証明者に求める要件として、次の資格及び実務経験といった技術的能力の妥当性を検証するための要件を設定している。

品質証明者は、次の資格要件及び実務経験を有するものとする。

資格要件：下記の①～⑤のいずれかの資格

- ①技術士（総合技術監理部門（建設部門）又は建設部門）
- ②一級土木施工管理技士
- ③土木学会（特別上級、上級又は1級）技術者
- ④公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ⑤RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（※2）

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、以下のとおり
・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者
支援技術者（土木）1種

※2 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが、
転職等により登録ができない立場にいる者

実務経験：技術者経験が10年以上であり、かつ、下記の①～③のいずれかの経験を有すること

- ①国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省発注工事の現場技術業務の現場技術員（ただし、内業は除く）
- ③国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官

ただし、実施要領第3第5項に規定する下記の要件に該当しないものとする。

- ①組織においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- ②個人においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者
- ③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」ことの具体的な内容については、特記仕様書において明示する。

施工者が上記の資格及び実務経験を有するものの中から任意に品質証明者を選定する場合には、品質証明者と契約する前に参考様式「品質証明者確認願」に氏名、資格、履歴等を記入し、監督職員に提出しその確認を得るものとする。

なお、品質証明者の選定については、施工者が行うものであることから、発注者が個々の工事に特定の者を指名することのないよう留意すること。

4-2. 施工者と品質証明者との契約内容

(施工者と品質証明者との契約内容)

2. 施工者と品質証明者との契約については、以下の内容を含めた契約を行うものとする。

- ①本実施要領及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」に基づく品質証明業務の実施
- ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
- ③品質証明の期間
- ④契約金額

4-3. 品質証明者との契約書類等の提出

(品質証明者との契約書の写し等の提出)

3. 施工者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに前項の契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）を発注者（監督職員）に提出するものとする。

施工者は、様式1に品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記載し、品質証明者との契約書の写しを添付して監督職員に提出するものとする。

複数名登録の場合、主担当者以外は様式1の内容を記した名簿等を提出すること。

複数名登録時の人数制限は行わない。

5. 品質証明者が行う品質証明業務

5-1. 品質証明業務の内容

(品質証明業務の内容)

1. 品質証明者は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について、臨場により確認を行うものとする。
2. 品質証明者は、前項の結果をチェックシート等にとりまとめて品質証明結果とし、一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出するものとする。

(1) 品質証明業務

① 必要な書類の借用

品質証明者は、契約図書との適合の確認に必要な書類を施工者から借用する。

② 確認項目

品質証明者は、工事実施状況、出来形、品質を臨場により確認する。

③ 確認の頻度

品質証明者による品質証明の頻度を次のとおりとする。

1) 工事実施状況

該当する施工が行われている場合は毎日確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合は、2回/週確認。(1回は0.5日とする)

2) 品質

「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」と同じ頻度で確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合、下記の試験は2回/週確認。

- ・現場溶接の浸透探傷試験
- ・路床安定処理工の現場密度試験
- ・吹付工の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・連続した盛土での現場密度試験
- ・覆工コンクリート(NATM)のスランプ試験、単位水量試験、空気量試験
- ・吹付けコンクリート(NATM)の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・ロックボルト(NATM)のモルタルフロー試験

3) 出来形

「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」と同じ頻度で確認。

なお、チェックシート内に記載されている関係基準は、直近のものを適用するものとする。

④ 具体的な実施方法

- ・施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）は、工事着手前に臨場の確認項目、確認頻度、チェックシート以外に必要な資料の有無、資料の内容、提出方法について協議する。

但し、既存資料の活用や添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

また、工事進捗に伴い、確認頻度等に変更が必要な場合には随時、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）にて協議を行い柔軟に対応すること。

- ・品質証明の確認頻度は上記③を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等から各々の現場において上記③に記載の頻度で実施することに支障がある場合は、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手するものとする。
- ・チェックシートは品質証明者が作成する。
- ・チェックシート作成時、各々の現場に沿って臨場確認が必要と判断される項目は、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）で協議し、追加作成等柔軟に対応すること。
- ・施工者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るようにメールやFAX、ASP（情報共有システム）を活用し、進捗状況の共有に努めること。
- ・計測は施工者が行い、必要な機材等も施工者が用意する。
- ・確認結果は品質証明者が記録する。
- ・遠隔臨場技術の利用について、施工者が希望し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、品質証明者が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に限り、利用できるものとする。利用に際して、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）、発注者（監督職員）は、工事着手前に遠隔臨場による確認項目、確認頻度、チェックシート以外に必要な資料の有無、資料の内容、提出方法について協議する。

但し、遠隔臨場技術では確認が困難な項目や通信環境、利用機器により十分に確認できない場合がある点に留意すること。その他参考にできる資料として、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）令和3年3月」がある。

また、工事進捗に伴い、確認項目や頻度等に変更が必要な場合には随時2者にて協議を行い柔軟に対応すること。

⑤ 確認結果の記録

品質証明者は、確認結果を様式2 品質証明チェックシートに記録する。

チェックシートは、追記やコメントを記述できる書式シートとする。

チェックシートにおける確認項目は、「土木工事共通仕様書（案）」、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」、「土木工事監督技術基準（案）」に準拠し作成してい

る。

なお、様式2-1 品質証明チェックシート（実施状況）には表1に示す工種を掲載している。

表 1 様式2-1 品質証明チェックシート（実施状況）の記載工種

編	工種	工種細目	備考（工法等）	
共通編	土工	切土、盛土、堤防等工事		
	コンクリート構造物工事		型枠工、鉄筋工含む	
	法面工	現場打法枠工		
		コンクリート吹付工、 モルタル吹付工		
		種子吹付工、客土吹付工、 植生基材吹付工		
	基礎工及び地盤改良工	既製杭工		既製コンクリート杭・鋼管杭・H鋼杭
		場所打ち杭工		オールケーシング
		深礎工		
		地盤改良工		
	舗装工			
河川編	護岸、根固、水制工事			
砂防編	砂防構造物工事及び地滑り防止工事(集水井工事を含む)	砂防堰堤工		
		斜面对策工	地すべり対策工事	
道路編	鋼橋上部工		工場製作時除く	
	コンクリート橋上部工事	PC、RC橋	工場製作時除く	
	トンネル工	NATM		

⑥ 品質証明者が作成・提出する書類・時期

提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度は下記のとおりとする。

提出にあたっては、様式3-1又は様式3-2に下記資料を添付して行うものとする。

表 2 提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度

提出する書類	書類の作成方法	提出時期及び頻度
①チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した工種のチェックシートを提出する。 ・なお、チェックシートだけでは確認箇所が分からない場合等、必要に応じて確認箇所を明示した図面をチェックシートに添付すること。 	原則2週間毎に監督職員及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）で各1部提出する。
②契約図書との不適合等の問題をまとめた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資料、図面、写真を添付する。 	判明した時点で一報を入れ、速やかに監督職員及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）で各1部提出する。

但し、添付写真の有無・添付資料の内容、提出時期・頻度・方法について事前に2者（施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員））で協議すると共に工事の進捗・内容に合わせ、2者協議を適宜実施し柔軟に対応するものとする。

提出書類について、品質証明者から直接説明が必要な場合においては、Webアプリケーションを利用したオンライン会議等によることができる。

5-2. 契約図書との不適合に関する対応

（契約図書との不適合に関する対応）

3. 品質証明者は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出するものとする。

4. 監督職員は、前項の提出を受けた場合、その内容を確認し、施工者に必要な指示を行うものとする。

品質証明者は、施工者に対して指示、承諾、協議を行う権限はない。品質証明者は、図1で定める連絡体制に基づき、速やかに監督職員へ確認内容を提出する。

なお、監督職員と施工者間で行われた対応結果等について、品質証明者は施工者より適宜その経過説明を受けるものとする。

6. 品質証明業務に係わる監督職員の業務

(土木工事監督技術基準(案)に定める事項の取扱い)

1. 監督職員は、第5第2項の提出の受理をもって、土木工事監督技術基準(案)(平成15年3月31日付け国官技第345号)第3条の表に規定する2. 施工状況の確認等(2) 指定材料の確認、(3) 工事施工の立会い及び(4) 工事施工状況の確認(段階確認)を実施したものとす。
2. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準(案)第3条の表に規定する1. 契約の履行の確保(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとす。
3. 監督職員は、完成検査時及び既済部分検査時に品質証明者から提出されたチェックシート等を検査職員に提示するものとす。

監督職員の業務の1つである現場確認の業務は、品質証明者の品質証明結果の受理をもって実施したものとし、品質証明者と同様の現地確認は原則行わないものとする。

ただし、契約図書の条件変更に関する確認、品質証明者では判断が難しい事項については、監督職員が実施する。

また、監督職員は、必要に応じて受注者に対して品質証明業務の実施状況を確認する。

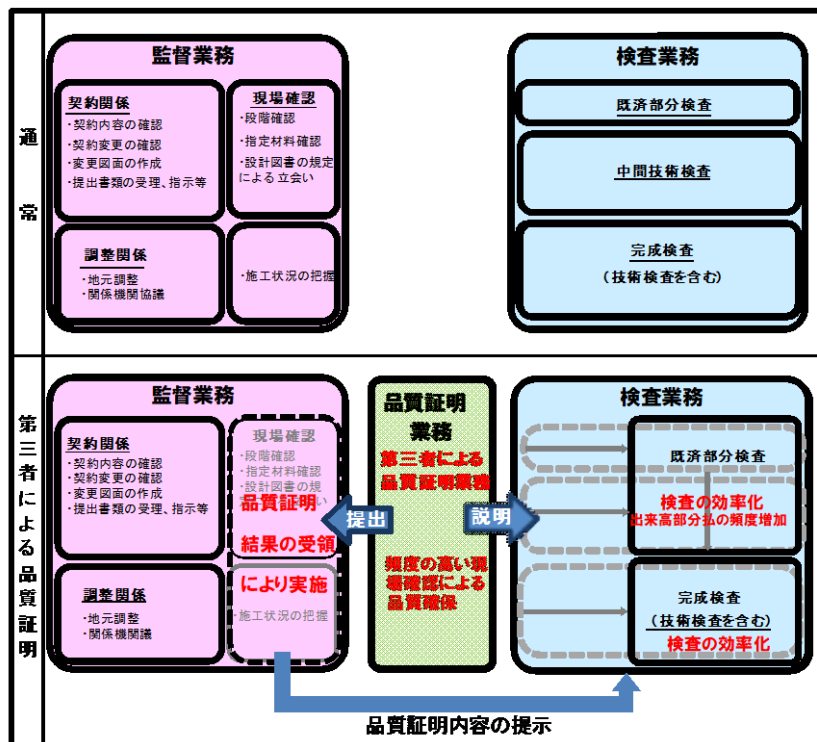


図 3 監督と検査の業務分担

7. 契約図書の変更に関する通知

(契約図書の変更に関する通知)

1. 施工者は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知するものとする。
2. 品質証明者は、前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

品質証明者は契約図書に基づいて確認していることから、施工者は契約図書と品質証明者の確認内容の間に齟齬がないように、図1で定める連絡体制に基づき速やかにその内容を品質証明者へ通知する。

8. 検査を実施する者

(給付の検査を実施する者)

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」((昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)第15の規定により任命されるものであるが、同第15第2項の検査適任者が検査職員に任命される場合にあつては、当該工事に係る事務を所掌する事務所等の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、給付の完了の確認をするため必要な検査(以下「給付の検査」という。)の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して給付の検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に給付の検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う給付の検査については総括検査職員を、また、技術検査と併せて行わない給付の検査については主任検査職員をそれぞれ任命し実施することができるものとする。

9. 検査の実施

9-1. 給付の検査の実施

(給付の検査の実施)

1. 検査職員は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」(平成18年4月3日付け国官技第1-3号)別紙「既済部分検査技術基準(案)」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を不要とし、品質証明結果に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

(1) 既済部分検査の効率化

① 既済部分検査の簡素化

a) 既済部分検査の実施

既済部分検査技術基準(案)第2条

(検査の内容)

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に机上による検査が可能である。チェックシートなどの各種の記録を活用し、机上において行うことで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

b) 同一工種の検査の簡略化

既済部分検査技術基準(案)・同解説 第2条【解説】(4) 3)

3) 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員等の立会検査記録に替えて、チェックシートの確認をもって検査することで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

c) 既済部分検査時の清掃・片付け等

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記2.(3)

既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の清掃・片付けを不要とし、既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。

d) 既存資料による確認

既済部分検査技術基準(案)・同解説 第2条【解説】(4) 4)

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。準備が必要な具体的な資料は表3のとおり。

なお、既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とすることから、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料も不要である。

e) 検査資料の代替え

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記2.(5)

既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 別紙 記2.(5)

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に施工者が4週強度結果を推定した資料等により既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

なお、品質証明者が4週強度結果を推定した資料等を確認していない場合は、施工者は表3の資料に加えて、4週強度結果を推定した資料等を提示する。

f) 検査時の準備資料

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記2.(6)

検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事において、表3で示す書類以外の資料の準備は不要である。

② 既済部分検査に必要な書類の簡素化

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、品質証明者により施工状況等を確認していることから、施工者が用意する書類を簡素化できる。

既済部分検査において用意する書類は表3のとおり。

表3 施工者と契約した第三者による品質証明における既済部分検査に必要な書類

既済部分検査技術基準（案）に基づく検査の内容		施工者と契約した第三者による品質証明試行対象工事における既済部分検査に必要な書類
検査項目	検査書類	
【工事実施状況の検査】 ・契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録と対比し、基準に基づき実施。 1) 契約書等の履行状況 ・指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況。 ・関係書類：契約書、仕様書 2) 工事施工状況 ・施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況。 ・関係書類：施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	・契約図書 ・契約関係書類 ・施工計画書 ・工事履行報告書 ・工事打合せ簿 ・段階確認 ・工事写真	・請求書（部分払） ・工事出来高内訳書 ・チェックシート 等の品質証明結果※
【出来形の検査】 ・位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、工種ごとに高さ、延長などを基準に基づき実施。	・出来形管理関係 ・工事写真	・出来形報告書（出来形図・数量内訳書） ・チェックシート 等の品質証明結果※
【品質の検査】 ・品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、工種毎、種別毎に基準に基づき実施。	・材料確認願 ・品質管理関係資料	・チェックシート 等の品質証明結果※

※ チェックシート等の品質証明結果は、品質証明者が監督職員に提出した資料を使用し、必要以上の書類を求めないこと。

施工者は検査受検時、チェックシートの再整理を行うことの無いよう常時整理・工夫をしておくこと。

③ 既済部分検査体制の簡素化

a) 検査の立会者

既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする。

b) 現場作業の継続

既済部分検査中も現場の施工を中止することなく実施することを原則とする。

9-2. 技術検査の実施

(技術検査の実施)

3. 「地方整備局工事技術検査要領について」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)別添「地方整備局工事技術検査要領」第4に規定する技術検査官(第8第2項の規定により任命された総括検査職員を含む。)は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて技術検査を行うものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事において、技術検査は、チェックシートなどの品質証明結果を活用して実施する。

10. 出来高部分払方式の実施

10-1. 前払金

(前払金)

1. 試行工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号)別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊「工事請負契約書」第34条の前払金の支払いについては、出来高部分払方式実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

10-2. 部分払の回数

(部分払の回数)

2. 試行工事については、施工者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、出来高部分払方式実施要領4-2)②及び③中「工期/90(端数切捨てとする。)」とあるのは「工期/60(端数切捨てとする。)」と、同4-2)③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。

1 1. 関係通達等

本ガイドラインにおいて関係する通達等については、以下のとおりである。

- ・ 施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（令和3年3月 日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）
- ・
- ・ 土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）の制定について（平成18年4月3日付け国官技第1-3号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）・同解説について（平成18年10月10日付け事務連絡）
- ・ 出来高部分払方式の実施について（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）
- ・ 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について（平成10年11月27日付け建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号）
- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（令和3年3月24日付け、国官技第350号）
- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査要領（案）（令和3年3月24日付け、国官技第350号）

1 2. 入札公告の記載例等

入札公告及び入札説明書等については資料1、特記仕様書については資料2を参考に記載するものとする。また、施工者と品質証明者との契約内容のうち、品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等については、資料3を参考にするものとする。

(様式1 品質証明者契約内容提出書)

令和 年 月 日

総括監督員

〇〇 〇〇 殿

(施工者 (現場代理人))

品質証明者契約内容提出書

令和 年 月 日に契約締結した 工事について品質証明者と下記のとおり品質証明業務に係る契約を締結しましたので、契約内容を提出します。

記

品質証明者の氏名

品質証明者の資格

品質証明者の実務経験

契約金額

添付書類

- ・委託契約書の写し

(品質証明者複数登録の場合)

「品質証明者」を「品質証明主担当者」と記載し、添付書類にその他品質証明者の氏名、資格、実務経験等が記載された書類 (名簿等) を添付する

(様式 3 - 1 品質証明書 (監督職員への提出用))

令和 年 月 日

主任監督員

〇〇 〇〇 殿

品質証明者 (会社名) 〇〇 〇〇

(氏 名) 〇〇 〇〇

品質証明書 (例 出来形)

下記の期間における品質証明結果を提出する。

工 事 名 :

提 出 年 月 日 :

確 認 実 施 期 間 :

提 出 項 目 : (例えば、チェックシートまたは契約図書との不適合)

提 出 対 象 : (例えば、P 1 橋脚フーチング配筋確認)

令和 年 月 日

品質証明者

〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明書について、受領した。

主任監督員

〇〇 〇〇

(様式3-2 品質証明書 (施工者への提出用))

令和 年 月 日

現場代理人

〇〇 〇〇 殿

品質証明者 (会社名) 〇〇 〇〇

(氏名) 〇〇 〇〇

品質証明書 (例 出来形)

下記の期間における品質証明結果を提出する。

工 事 名 :

提 出 年 月 日 :

確認実施期間 :

提 出 項 目 : (例えば、チェックシートまたは契約図書との不適合)

提 出 対 象 : (例えば、P1 橋脚フーチング配筋確認)

令和 年 月 日

品質証明者

〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明書について、受領した。

現場代理人

〇〇 〇〇

(参考様式 品質証明者確認願)

令和 年 月 日

総括監督員

〇〇 〇〇 殿

(施工者 (現場代理人))

品質証明者確認願

令和 年 月 日に契約締結した 工
事の品質証明者の主担当者に下記の者を選定したく、資格及び経歴を添えて提出します
ので、確認願います。又、本工事の品質証明者を合計〇人登録致します。

(別紙名簿参照)

所属 (法人名、部署) : _____

氏 名 : _____

生 年 月 日 : _____ 年 月 日

資格名及び資格番号 : _____

職歴 :

在籍期間	会社名	所在地	職種

技術者経験 (合計期間) : _____ 年

工事経歴 :

工事名	職位	業務内容	工期	従事期間

※資格者証 (写し) 及び顔写真を添付する。

資料編

資料 1 入札公告・入札説明書等記載例

- ・一般競争入札方式の場合 : 入札公告及び入札説明書
- ・工事希望型競争入札方式の場合 : 送付資料

(記載例)

(○) 本試行工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（令和3年3月 日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の対象工事である。

本試行工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行工事の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

資料2 特記仕様書記載例

(記載例)

第〇〇条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

1. 試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和3年3月日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

2. 品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

（品質証明者を、発注者が示した者の中から施工者が選定する場合）

3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

- ①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人（品質証明者を施工者が選定し、発注者の確認を得る場合）

3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者を品質証明者として選定し、品質証明者と契約する前にガイドラインに基づき監督職員の確認を得なければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

- ①組織においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- ②個人においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者
- ③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

- ①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

4. 品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施
- ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
- ③品質証明の期間
- ④契約金額

5. 品質証明者との契約書の写し等の提出
受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。
6. 品質証明に必要な資機材等の提供
受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。
7. 契約図書の変更に関する通知
受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。
8. 品質証明結果の修正
受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。
9. アンケートへの協力
受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。
10. 実施状況等の確認
受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。
11. 品質証明の期間
本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。
12. 品質証明にかかる費用
品質証明者の臨場日数は〇〇日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

資料3 施工者が品質証明者に求める業務内容

品質証明業務

品質証明者は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和3年3月日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき、本件工事について下記の品質証明業務を行う。

- ①品質証明者は、工事実施状況、出来形及び品質を臨場により確認し、ガイドラインの様式2 品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記録する。
- ②品質証明者は、品質証明チェックシート等にとりまとめた品質証明結果を一定期間ごとに本件工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出する。
- ③品質証明者は、契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、速やかに、本件工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出する。
- ④品質証明の確認項目、頻度、添付書類の有無、添付書類の内容、提出方法、提出頻度、写真の有無等について、工事着手前に2者（発注者、施工者（品質証明者含む））により協議、決定した上で着手すること。

但し、確認業務において不都合や不明瞭な事象が発生した場合には、適宜2者で協議し決定する。

なお、品質証明者は、品質証明業務を行うに当たっては、公正かつ中立に実施するものとする。

品質証明の範囲

品質証明の範囲（品質証明を実施すべき工種）については、個々の工事ごとに上記2者協議にて規定すること。

例）盛土工、築堤工、法面工、橋台工、舗装工、護岸工、…

品質証明の頻度

品質証明者による品質証明の頻度を次のとおりとする。

但し、以下の（1）～（3）を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等により条件が異なることから、個々の工事ごとに2者協議にて決定すること。

(1) 工事実施状況

該当する施工が行われている場合は毎日確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合は、2回/週確認。

(2) 品質

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（平成29年3月改定）と同じ頻度で確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合、下記の試験は2回/週確認。

- ・現場溶接の浸透探傷試験
- ・路床安定処理工の現場密度試験
- ・吹付工の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・連続した盛土での現場密度試験
- ・覆工コンクリート（NATM）のスランプ試験、単位水量試験、空気量試験
- ・吹付けコンクリート（NATM）の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・ロックボルト（NATM）のモルタルフロー試験

(3) 出来形

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」と同じ頻度で確認。

なお、チェックシート内に記載されている関係基準は、直近のものを適用するものとする。